令和８年　第３回定例

旭川市議会会議録　第４号

〇令和８年９月１７日（木曜日）

開議　午前１０時００分

散会　午後 ２ 時１３分

〇出席議員（３２名）

１番	横　山	啓　一
２番	いしかわ	まさき
３番	笠　井	まなみ
４番	あ　べ	な　お
５番	中　村	みなこ
６番	江　川	あ　や
７番	上　野	和　幸
８番	植　木	だいすけ
１０番	駒　木	おさみ
１１番	皆　川	ゆきたけ
１２番	たけいし	よういち
１３番	石　川	まさゆき
１４番	沼　﨑	雅　之
１５番	まじま	隆　英
１６番	髙　橋	紀　博
１７番	品　田	ときえ
１８番	塩　尻	英　明
１９番	高　木	ひろたか
２０番	中　野	ひろゆき
２１番	えびな	安　信
２２番	高　橋	ひでとし
２３番	菅　原	範　明
２４番	佐　藤	さだお
２５番	石　川	厚　子
２６番	能登谷	繁
２７番	高　見	一　典
２８番	金　谷	美奈子
２９番	高　花	えいこ
３０番	中　村	のりゆき
３１番	安　田	佳　正
３２番	松　田	卓　也
３３番	福　居	秀　雄

〇欠席議員（２名）

９番	小　林	ゆうき
３４番	杉　山	允　孝

○説　明　員

市長	今津寛介
副市長	熊谷好規
副市長	佐藤昌彦
総合政策部長	三宅智彦
行財政改革部長	三宮元樹
都市振興部長	田島章博
総務部長	土岐尚義
防災安全部長	内村充彦
市民生活部長	樽井里美
福祉安心部長	川邊仁
こども・女性・若者未来部いじめ対策監	石原伸広
健幸保健部長	山口亮
経済部長	浅利豪
観光スポーツ・シティプロモーション部長	菅原稔
土木部長	高橋正樹
教育長	和田英邦
学校教育部長	坂本考生
水道事業管理者	富岡賢司
監査委員	金澤匡貢

○事務局出席職員

議会事務局長	林上敦裕
議事調査課長	香川秀頼
議事調査課主幹	菊地一人
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課会計年度任用職員	河合理子

○会議録署名議員

１２番	たけいし　よういち
３２番	松田卓也

○議事日程

日程第２　認定第１号ないし認定第11号
日程第10　報告第１号
日程第11　報告第２号
日程第12　報告第３号
日程第13　報告第４号
日程第14　報告第５号
日程第15　報告第６号
日程第16　報告第７号
日程第17　一般質問について

○本日の会議に付した事件

１．一般質問について（沼﨑雅之議員、皆川ゆきたけ議員、植木だいすけ議員、あべなお議員）

開議　午前１０時００分

○議長（福居秀雄）　ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ３２名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより前日に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄）　本日の会議録署名議員には、１２番たけいしよういち議員、３２番松田卓也議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄）　ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕）　御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、９番小林議員、３４番杉山議員からそれぞれ欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は前日の続行でありますので、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄）　それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第１７、一般質問を行います。

前日に引き続き、順次、質問を許します。

沼﨑議員。

（沼﨑議員、質疑質問席に着席）

○沼﨑雅之議員　おはようございます。

自民党・市民会議の沼﨑雅之です。

質問の機会をありがとうございます。

今回で１１回目となる一般質問ですので、１１にちなんで、いい質問ができるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、旭川医科大学との包括連携協定についてお伺いいたします。

本年７月１０日、旭川市と旭川医科大学との包括連携協定書が取り交わされました。報道もされましたので、御存じの方も多いと思います。協定書の本文や旭川医科大学のプレスリリースを拝見いたしましたら、相互の資源を有効に活用し、地域医療の充実及び教育、研究、地域振興を通じた地域社会の発展に寄与することを目的とするとあります。国内最北の医科大学であり、道北の医療の拠点でもある旭川医科大学との連携は、医療だけにとどまらない、旭川市全体の発展に向けて大きく期待ができるものと考えております。

まずは、どういった経緯でこの協定が締結されたのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　本市と旭川医科大学における包括連携協定は、平成２６年に締結していたところでございますが、近年の人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する

中で、地域医療の充実をはじめ、教育や地域振興など幅広い分野でさらに連携を深めていくことが重要との認識で一致し、令和８年７月１０日に新たな包括連携協定の締結に至ったところでございます。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　市と大学との連携を一層深化させて今日的課題に取り組んでいくということで、大きく期待をしております。

今おっしゃっていただいたように、平成２６年にも、一度、連携協定を締結していたということですが、今回との違いは何なのか、今回はどのような点が新しいのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　今回の協定では、地域社会への貢献といった大きな方向性に変更はありませんが、より実効性のある内容とするため、地域医療の充実や地域課題の解決など、掲げる目的をより明確化させたところでございます。また、新たに両者による連携会議を設置し、既存の取組の進捗状況の確認や新たな取組の具体的な検討を行うなど、体制の充実を図ったところでございます。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　目的をより明確化させたものであるというふうに理解をいたしました。確かに、今回の協定書を見ますと、第１条には、目的として、地域医療の充実、地域課題の解決、イノベーションの創出、高度専門人材の育成、旭川市の持続的発展と安全、安心の確保、市民の健康増進及び生活の質の向上というふうにかなり詳細に列記されております。また、第２条には、協力・連携事項として持続可能な医療体制の確立、健康づくり、保健、福祉及び介護の推進、教育、学術研究、文化及びスポーツの振興、地域産業の活性化及び関連人材の育成、災害時、感染症流行時の対応、自然環境の保全及び環境施策の推進、その他協議して合意した事項というふうに、災害であるとか新興感染症対策、あるいは、産業の活性化や環境施策まで視野に入れた非常に幅広い内容で、いろいろなことが期待されると思いますが、市としてどのように考えているのかというところで、本協定の締結によりどういったことが期待されるのか、市の認識をお示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　本市は、旭川医大病院をはじめ、複数の基幹病院や専門病院がある医療基盤の充実した都市であり、医大との連携を深めることにより、さらなる市民の安全、安心につながることを期待しているところです。また、今後、健康づくりや教育、災害対応など様々な分野での充実が図られる中で、地域の課題解決や振興にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　非常に期待が持てる内容であると理解いたしました。

それで、そうした取組を進める上で、先ほどの御答弁にもありました連携会議についてお伺いしたいと思います。

連携会議については、協定書の第４条に書いてあって、本協定に基づく取組を円滑かつ効果的に推進するため、連携会議を設置し、定期的に進捗確認及び課題共有、新規の取組についての検討を行うとありますが、この連携会議について、もう少し詳しく、どのような会議なのか、構成や開催頻度などについてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　連携会議については、実務担当者を構成員として毎年１回以上開催することとし、協議内容に応じた人員を、都度、選定して、柔軟性を持たせた運営とすることで、市と医大それぞれの立場から忌憚のない意見交換を幅広く行う場とする予定としております。

現在は、１回目の会議開催に向けて、市と医大双方で取り扱う内容の検討を行っており、今後も、双方で調整を図りながら、活発な意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　固定メンバーではなく、テーマごとに必要な部局から会議に参画して柔軟な運用ができるということでした。非常に実務的で、様々な政策展開が可能になるのではないかと思いました。

今、どういう内容を取り扱うか、事前の調整をしているということでございましたが、やはり、せっかくこういう会議があるわけですから、全く白紙の状態で、つまり、これから何をやるかは最初の会議で話してから考えます、ゼロから始めましょうというわけではなく、もっと積極的に、ぜひ、旭川市は、旭川医大との連携でこういうことがやりたいんだとか、こういうことに期待しているんだ、一緒にこういうことをやりましょうと、そういう積極的なスタンスでぜひ会議に臨んでいただきたいと思います。もちろん相手のあることなんで、できるかどうかはまた別の話かもしれませんし、医大には医大の都合もあるでしょうけど、旭川市としての希望、要望、期待することなどをしっかり持って会議に臨んでいただくことを期待しております。

そういう観点から、個別の案件について幾つかお伺いをいたします。

まず、現在、モデル事業として実施している介護予防高齢者聞こえ支援モデル事業について伺います。

ちょうど１年前の令和７年第３回定例会一般質問でこの事業を取り上げた際、山形県山形市が実施している山形市聴こえくっきり事業、これは、山形市と山形市医師会、山形大学医学部、補聴器販売店協会、言語聴覚士会、その他民間企業等が連携して、難聴に関する普及啓発、早期発見、早期対応、フォローアップやデータ分析などを一体的に行うことで、高齢者の社会的孤立の防止や介護予防、認知症予防、健康寿命延伸を目的とする事業ですが、これについて紹介しつつ、旭川市も同じように総合的な難聴対策事業を目指してはどうかと伺いまして、高齢者の難聴対策に関わる取組の体系化等について検討していくという御答弁をいただいております。

今回の包括連携協定締結によって、旭川市の難聴対策においても進展が見られるのではないかと期待しておりますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　高齢者の難聴対策につきましては、聞こえに関心を持っていただくための意識啓発の取組をはじめ、聞こえづらさを感じた方を専門家につなげるための早期発見、早期対応の取組、補聴器等の利用に向けたきっかけづくりの取組などを一体的に進めていくことが必要でございます。

現在、旭川市医師会、北海道言語聴覚士会、認定補聴器技能者と意見交換を行いながら、補聴器購入費用の一部助成に関するモデル事業を実施しており、さらに、今回の包括連携協定の枠組みの中でも、医療分野を中心とした研究機能との連携など、効果的な事業展開を検討いたしてまいりま

す。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　包括連携協定の枠組みの中で、効果的な事業展開について検討していくということでした。高度な研究機能を持つ大学との連携で、山形市に勝るとも劣らないような総合的な取組が構築されることを期待しております。

続いて、性教育について伺います。

令和７年第２回定例会一般質問で、助産師等の専門家を外部講師として活用した性教育の取組について伺い、学習指導要領のいわゆる歯止め規定を超える内容についても、希望する中学校に対して、旭川医科大学の助産学の先生を講師として実施している旨の答弁をいただいております。その際、市内の中学校全校でも実施が可能なのか伺い、講師の方と日程調整をして対応していくと御答弁をいただいております。

非常に熱心に取り組んでくださる先生なんだなと感服する一方で、やはり、個人の御尽力に頼るのは持続可能な制度設計という観点から大丈夫なんだろうかという心配もしておりました。この点、旭川医科大学との包括連携協定締結によって、この事業を継続的に行って内容も充実させていく上でどういったことが期待できるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生）　性教育については、令和７年度より、旭川医科大学の派遣講座を活用し、希望する中学校において、学習指導要領のいわゆる歯止め規定を超える内容を扱う学習を実施しており、今年度は、希望校の増加に対応できるよう、他の関係機関とも連携し、取組を展開しております。

今後、講師の拡充など、持続可能な体制整備について旭川医科大学と協議を行い、性に関する指導の充実を図ってまいります。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　歯止め規定を超える分野を扱う性教育の重要性についてはこれまでにも述べてまいりましたが、この協定によって、より一層充実していくことに期待をしております。

続いて、学校健診における脊柱側弯症検査について伺います。

これも、過去、何度か取り上げてきた件ですが、旭川医科大学が民間企業と協力して開発し、簡易、迅速かつ着衣、服を着たままで検査ができる機器の学校健診への導入について、これまで、旭川市が旭川医大と意見交換を実施したり、あるいは医師会や小児科医会とも協議しつつ、一部の学校で利用することも既に行われていると伺っております。

昨年１２月の一般質問においても、学校健診への本格的な導入について伺い、医師会や学校医、学校の意向を把握しながら、他都市の状況も確認しつつ検討していくという答弁をいただいております。

本件についても、現状であるとか、あるいは、今後期待できることがありましたらお示しください。

○議長（福居秀雄）　学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生）　学校健診の脊柱検査においては、令和７年度から、一部の学校で旭川医科大学と道内企業が共同開発した機器を使用して行っております。これまで医師による観察と

触診で実施してまいりましたが、学校医は、小児科医や内科医であり、補助的に機器を使用することで客観的数値を基に診断でき、今後、機器を用いた検査体制を整備する際には、旭川医科大学の知見が活用されることに期待をしているところです。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　文部科学省が本年３月に公表しました検査機器を用いた脊柱の検査に係る体験会実施報告書にも、より正確で均質な検査の提供や、デジタルデータによる経年比較、精密検査機関への円滑な連携、早期発見、早期治療による児童生徒への負担軽減等の効果が見込まれるとあるほか、実際にこの機器を使ったことのある旭川市内の小児科の先生からも好評だったと聞いております。ぜひ、脊柱側弯症が見つけられないまま進行してつらい思いをする子どもたちがいないように、取組を進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、今年度から始まった５歳児健診との関連についてもお伺いいたします。

旭川市では、５歳児健診が始まって半年ほどがたちました。道内の人口が数万単位のまちの中では最も早いスタートであるということや、１次健診をかかりつけ医によるスクリーニングとして実施するという方法が全国でも注目されているというふうに聞いております。担当部局や実際に健診に当たっている小児科の先生方にお話を聞いたところ、今のところ、特段問題なくスムーズに実施できているということで、大変すばらしいことと存じます。

この５歳児健診ですが、子どもの特性を早期に発見して、一人一人に合わせた適切な支援や、生活習慣など育児に関する相談等を行い、子どもの健康の保持増進を図ることが目的で、５歳のときに健診をやって終わりではなくて、その後のフォロー体制というものが非常に重要な位置づけとなっております。

５歳児健診実施後のフォロー体制の充実や、小児科医との連携強化などの分野で、この包括連携協定により期待されることが何かあるのか、市の認識をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　いじめ対策監。

○こども・女性・若者未来部いじめ対策監（石原伸広）　本市と旭川医科大学との包括連携協定の締結によりまして、５歳児健康診査に限らず、これまでも御協力いただいている各種健康診査等を含め、さらに連携を深めていけるものと考えております。

５歳児健康診査は、本年４月に、旭川医科大学小児科をはじめ、小児科医会の力をお借りして開始したところでございます。今後、健診後のフォローにおきましても、医療の専門的な対応が必要となった際には、旭川医科大学等、各医療機関の御協力をいただきながら、支援体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

また、これまで、乳幼児健康診査等への医師派遣の協力につきましても、今回の協定を契機といたしまして、より強固で継続的な連携につながることを期待しております。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　効果的な支援体制の構築につなげたいと力強い決意をお示しいただいたことに加え、５歳児健診以外の各種健診等でも大学や小児科医との連携を強固にしていきたいと前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。今後の展開に大きく期待しております。

続いて、経済分野についても伺います。

連携協定には、イノベーションの創出、地域産業の活性化についても記載があります。本年３月

のえびな安信議員による我が会派の代表質問でも、新産業の誘致等について取り上げ、また、前回、第２回定例会の私の一般質問では、国の地域未来戦略の活用などについて取り上げましたが、この流れの延長線上の話として伺います。

今回の包括連携協定の締結を機に、新産業の誘致や育成、イノベーションの創出などにも期待がかかっていると思いますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　経済部長。

○経済部長（浅利　豪）　地域経済の情勢は、景気自体は緩やかに持ち直しているものの、依然として、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足でありますとか、原材料価格のコスト上昇も影響し、企業倒産件数が前年を上回るペースで増えているなど、予断を許さない状況にあるものと認識しているところでございます。

こうした中で、旭川医科大学との包括連携協定については、この締結を機に、例えば、大学の持つ知見を生かした医療、ヘルスケア産業の創出でありますとか、関連企業の誘致機会の拡大につながる可能性のほか、先進医療の提供、健康増進といった観点から交流人口の拡大なども期待でき、将来的な地域産業の活性化や地域経済波及効果を生み出すものと受け止めております。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　前向きな御答弁をありがとうございます。

創薬や先端医療の分野は、高市政権の成長戦略の柱である１７分野の一つにも位置づけられていて、国の来年度予算の、まだ概算要求段階ですが、国内投資の強化についても重点的に盛り込まれているなどしております。旭川医科大学との連携によって、こうした分野でも地域経済の活性化につながることを期待しております。

ここまで個別の政策分野について幾つか聞いてまいりましたが、最後に、総合的な所見を市長にお伺いいたします。

日本最北の医科大学であり、旭川市のみならず、道北地域の医療、医学教育研究の中心である旭川医科大学との新たな包括連携協定は、これまでの御答弁にもありましたように大きな可能性を持つ意義深いものであると考えますが、医大との連携にかける市長の思いや意気込みをぜひお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　旭川医科大学につきましては、旭川市のみならず、道北地域全体の医療を担う非常に重要な医療機関であり、医師や看護師等の医療人材の輩出の面からも欠かすことのできない重要な役割を担っているものと認識いたしております。

このたびの旭川医大との新たな協定の締結により、昭和４８年の開学以来、長い歴史の中で培ってきた知見やノウハウを地域の課題解決や振興にさらに活用させていただけることについて非常に心強く感じており、本市にとっても意義深いことだと考えております。

今後、旭川市においても、旭川医大と連携を一層深めながら、持続可能な医療体制の確立をはじめ、健康づくりやスポーツ振興など、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　力強い意気込みを表明いただき、ありがとうございます。

この包括連携協定締結が旭川市の発展と市民生活の向上につながるよう、今後も注視してまいり

たいと思います。

続いて、大型イベントの開催についてお伺いいたします。

旭川を代表するイベント、北の恵みあさひかわ食べマルシェがいよいよ今週末から始まります。２０１０年に旭川開村１２０周年記念事業の一環としてスタートして、道北最大の食のイベントとして、買物公園をはじめとする中心市街地に大きなにぎわいをもたらし、経済効果も大きいものであると聞いております。

ただ、中心市街地の年間を通じたにぎわいの創出や観光振興という観点から考えれば、食べマルシェに加えて、異なる時期やテーマで人を呼び込むイベントをさらに育てていくことも重要ではないかとも思います。

そこで、これまで、北海道庁において上川総合振興局長や、あるいは、直近では大雪カムイミンタラＤＭＯ副理事長もお務めだった佐藤副市長にお伺いいたします。

食べマルシェのような大型イベントを増やしていくことと地域経済の活性化について、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　佐藤副市長。

○副市長（佐藤昌彦）　今週末から開催されます北の恵みあさひかわ食べマルシェ２０２６をはじめ、夏まつりや冬まつりなどに代表される大型イベント、さらに、地域の特色を生かした大小様々なイベントは、交流人口の増加などによる地域経済への波及効果や、観光地としての価値の向上、地域のにぎわいづくりにつながるなど、議員が御指摘のとおり、まちの活気や魅力向上に寄与するものと認識をしてございます。

一方、昨年、惜しまれながらも３０年の歴史を閉じた、隣の町の幌加内町新そば祭りのように、イベントの開催に当たっては、担い手の不足、警備費用や運営のコストといった事業費の確保など課題も多々ございまして、持続可能性を高めるという、そういった観点を持ちながら、所期の目的に照らした内容の妥当性だとか費用対効果、こういった検証、こういったことをきちんと行っていくということも重要ではないかと考えてございます。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　基本的にはポジティブに考えているけども、継続して開催していけるその持続可能性や費用対効果が重要であるということで、まさにそのとおりだと思います。

加えて、今、地域の特色を生かしたという御指摘もありましたように、何でもいいからとにかくでかいことをやればいいというのではなく、やはり開催するコンセプトも重要だと、本当にそのとおりだなと思います。

例えば、札幌近郊を除く道内他都市で、毎年、大きなにぎわいがあるイベントとして、北見市の北見厳寒の焼き肉まつりや白老町の白老牛肉まつりなんかは、それぞれの特色を生かし、イベントそのものが地域を訪れる目的となっているなというふうに思っております。

北見厳寒の焼き肉まつりは、北見市が人口１人当たりの焼き肉店の数が北海道で一番多い焼き肉のまちであることから始まったそうで、気温マイナス２桁台が当然の真冬の夜に野外でバーベキューやステージイベントを行う、エクストリームイベントの一種だと思うんですけども、今年で何と２７回目と、四半世紀を超える歴史を誇り、本年は過去最多の来場者があったと聞いております。

白老牛肉まつりも、白老牛のブランドで知られる黒毛和牛の畜産が盛んな地域柄を生かして１９

８９年にスタートしたもので、４０年近い歴史を誇ります。２日間で数万人が集まる国内屈指の焼肉イベントで、コロナの影響でしばらく休んでいましたが、２０２４年に５年ぶりに復活をして大盛況と聞いております。また、イベントを象徴する出し物である黒毛和牛の丸焼きがインスタ映えするということで、若い世代にもＳＮＳを通じて知名度が高まっているとも聞いております。

道北の中心地である旭川市においても、こうしたイベントをまだまだ開催できる潜在的な力はあると思いますし、また、現在も民間の企画で大小様々なイベントが開催されております。例えば、本年６月には、旭川食品加工協議会が中心となって旭川駅前で旭川バーベキューというイベントを初めて開催して、まだ規模としては比較的小さいものの、旭川の食を活用した新たな民間主体のイベントとして好評を博したと聞いております。

そこで、伺います。

実行委員会に旭川市の名前が入っているケースなんかもありますが、基本的にはやはりこういう民間主導で開催されるイベントでありますが、こういったものに対して、将来的に旭川を代表する観光コンテンツ、中心市街地のにぎわいを生み出すイベントへ育てていくことについて、市としてどのように関わっていくのかをお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　佐藤副市長。

○副市長（佐藤昌彦）　ただいま議員からお示しをいただきましたとおり、地域の魅力を引き出し、高い経済波及効果を生み出す原動力、こういったものは民間の柔軟な発想と大きな熱量にあると認識をしているところでございまして、例えば、昨年のあさひかわ菓子博２０２５、こういったものは非常に好事例だったのかなというふうに考えてございます。

こうしたことから、旭川市といたしましては、民間の優れた企画力と実行力を生かした取組が積極的に、また持続的に発展していくということができるように、伴走型の支援、これが望ましいなというふうに考えてございまして、イベントの公益性やニーズを踏まえながら、例えば、公共空間の活用の手続、そういったもののバックアップとか、あとはＰＲといったものに協力していく、そういった行政として必要な支援の提供に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　伴走型の支援が望ましいということで、例として挙げていただいた昨年の菓子博も、まさに官民がそれぞれの役割を十二分に発揮して大成功した事例だと思います。

旭川市がこれからも民間の力強い伴走者として、また、佐藤副市長も辣腕を振るっていただくことを期待しつつ、この項目の最後に、主催が北海道新聞社で、旭川市もメンバーに入っている旭川夏まつり実行委員会が共催となっている花火大会についてお伺いいたします。

本年も、７月３０日に開催されて、約４千発の花火を見に多くの人が集まった大変すばらしいイベントだと思います。私も、高校を卒業するまでずっと旭川に住んでいて、花火大会の会場が自宅から近かったこともあって、子どもの頃から家族や、あるいは友達とよく見に行っていた思い出深いイベントでして、高校を卒業してから、しばらくずっと東京に住んでいたんで御無沙汰だったんですけど、３年前、すごく久しぶりに行ってみて思ったのは、いやあ、懐かしいな、思い出深いな、いやあ、あの頃と変わっていないなと思って僕はうれしかったんですけど、あの頃と変わっていないなというところがちょっと引っかかりまして、調べてみると、全国の花火大会がどういう傾向に

あるのかというと、１９９０年代に入って、それ以前は手作業で行われていた花火の打ち上げが徐々にコンピューター制御に移行し始めて、現在は幅広く普及しているようで、コンピューター制御になると、音楽とかレーザー光線とタイミングを合わせた打ち上げなんかも可能になって、もう花火だけじゃない、総合的なエンターテインメントショーができるようになっているということが、花火の業界団体の公益社団法人日本煙火協会――「エンカ」っていうのは、歌のほうじゃなくて、煙のほうですね。煙火協会、公式サイトなんかにも書いていまして、また、花火の打ち上げ数も、以前から４千発のようですけど、道内のほかの花火大会と比較して決して多いとは言えない状況に今なっております。大都会札幌はともかく、小樽市、釧路市、苫小牧市、さらには白糠町なんかでも１万発規模の花火大会が開催されています。

旭川市も、ぜひ、花火大会をどんどんアップデートしていけないのかなというふうに思いますが、当然ながら財源はどうするのかという話になると思います。この点、旭川市と同じく、北海道新聞社が主催する札幌の豊平川での花火大会なんかでは、一部、有料席を設けるなど、収益性を高める取組も行っております。

そこで、伺います。

有料席の導入やクラウドファンディングなどを活用して、演出の強化や打ち上げ数１万発規模を目指すことは検討できないでしょうか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原　稔）　道新納涼花火大会は、旭川夏まつりの幕開けを彩るイベントとして、北海道新聞社の主催により実施されており、その開催に必要となる経費については、協賛金の確保を含め、北海道新聞社において負担されているものと承知しております。

現在、旭川夏まつり実行委員会においては、近年の物価高騰や人件費の上昇など、夏まつりを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、今後の夏まつりの在り方について検討が進められており、花火大会につきましても、打ち上げ数の増加や有料観覧席の導入など、他都市の取組も参考としながら、主催者である北海道新聞社をはじめ、夏まつり実行委員会などの関係者と夏まつり全体の魅力向上という観点から検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　現在、会議体があって、そこで検討しているということでした。ぜひ、前向きな積極的な御検討をよろしくお願いいたします。

最後に、自転車利用の推進とその際の交通安全に関してお伺いをいたします。

自動車移動よりも健康的で環境にも優しいということで、自転車利用の促進が図られております。国においては、２０１６年に自転車活用推進法が成立し、翌年施行され、２０１８年には北海道自転車条例も施行されています。こうした流れを受けて、旭川市においても、２０２２年に旭川市自転車活用推進計画が策定され、安全で快適な自転車利用環境づくり等が進められてきたと承知しております。この計画期間が今年度までとなっておりますので、来年度からの次の計画の策定作業も恐らく始まっていることと思いますが、そこで、お伺いいたします。

旭川市自転車活用推進計画に基づくどのような取組を進めてきたのか、また、計画期間が今年度で満了しますが、来年度以降はどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　旭川市自転車活用推進計画は、安全で快適な自転車利用の環境づくりに加え、健康増進や地域特性を生かしたサイクルツーリズムの振興など、自転車の幅広い活用を推進するため、令和４年３月に策定し、自転車の通行位置を明示する矢羽根型路面標示の整備を進めるほか、自転車の活用による環境負荷の低減や健康増進、また、サイクルツーリズムの推進や交通ルール、マナー向上に向けた啓発などに取り組んでおります。

現行計画は今年度をもって計画期間が終了しますが、次年度以降に向け、関連する国や北海道の計画を踏まえながら、次期計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　本年策定された国の第３次計画、あるいは北海道の第３期計画を踏まえて次年度以降の計画を考えていくということでした。国と道の両計画では、事故のない安全で安心な社会の実現ということにも大きくフォーカスしていると思います。

自転車の利活用が進むことは健康の面でも環境の面でもよいことだと思いますが、交通安全の取組というのも非常に重要だろうと思います。自転車に乗った子どもが事故に遭う痛ましいケースも起きないようにしなければなりません。

また、本年４月からは自転車にもいわゆる青切符制度が適用されることになりまして、自転車利用者側にも一層の規範が求められるという状況になっております。この点、先ほどの御答弁にも出てきました矢羽根型路面標示、これは、車道脇に法定外の路面表示として自転車が通行する部分や方向を青い矢印のようなもので知らせるものですけれども、それを整備する動きが全国の国道、都道府県道、市町村道で進められております。

これは、法定外の表示なので、法的拘束力があるわけじゃありませんが、自動車、自転車双方の運転者に対して、ここは自転車が通る場所であると認識させるとともに、矢印の方向で逆走防止の効果もあるというふうに聞いております。

また、小中学生のお子さんがいる方から、子どもたちが自転車で走る場所にはなるべく路面標示をしてほしいと。自転車が通る場所を道路の脇に表示していれば、子どもがついつい車道の真ん中側に寄っていってしまうことが減って安心であるとか、あるいは、自動車からクラクションを鳴らされないか結構不安なこともあるけれども、ここは自転車が通ってもいい場所だと標示してあることで子どもたちが安心して走れるといった声も伺っております。

ただ、市道における矢羽根型路面標示の整備が国道と道道に比べてあまり進んでいないんじゃないかというお声も聞きます。もちろん、いろいろ交通安全対策がある中で、予算の配分の都合もいろいろあるのだとは思いますが、自転車利用推進の上で、ぜひ整備を進めていっていただきたいと思います。

市道における矢羽根型路面標示の整備の状況と、今後の方向性についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（高橋正樹）　旭川市自転車活用推進計画における自転車ネットワーク路線１４６．５キロメートルのうち、市道は４１．９キロメートルとなっており、現在の整備状況は、大町通などの自転車歩行者専用道路及び矢羽根型路面標示を行った路線を合わせ８．９キロ、整備率は約２１％となっております。

自転車の活用推進は、通勤、通学などの日常利用に加え、環境負荷の低減やサイクルツーリズムの振興など、その効果は多岐にわたるものと認識しておりますが、限られた財源の中、通学路整備を優先したこともあり、整備率があまり伸びていない状況となっております。

整備の完了まで一定の期間を要しますが、利用の多い路線や国道、道道との連続性の確保など、効果が高い路線を優先的に整備を進め、自転車の利用環境の向上に着実に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄）　沼﨑議員。

○沼﨑雅之議員　通学路の整備を優先したため、多少、整備が遅れたということでした。通学路の整備、これも本当に非常に重要だと思いますが、例えば、放課後とか夏休み中に自転車で学校とかその周辺に遊びに行くことも、結構、子どもたちはあると思いますので、通学路の安全と自転車の安全というのは、完全に別物ではなくて、ぜひ一体的に考えていただきたいというふうに思いますし、今、国道、道道との連続性が確保できるように整備していくと御答弁いただきまして安心いたしました。ぜひ、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、今回の私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（福居秀雄）　以上で、沼﨑議員の質問を終了いたします。

（沼﨑議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　次に、皆川議員。

（皆川議員、質疑質問席に着席）

○皆川ゆきたけ議員　公明党、皆川ゆきたけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、安心して利用できる男性用トイレを目指したサニタリーボックス設置の拡充について伺っていきたいと思います。

前立腺がんをはじめとする病気の治療後や加齢などによって尿漏れパッドなどを必要とする方にとって、外出先のトイレを安心して利用できるかどうかというのは、日常生活を送る上でとっても大切なことだと考えます。一方で、排せつに関わることは、非常にデリケートな問題でもあります。困っていても、なかなか人には相談できず、声を上げにくい方もおられるのではないかと感じております。

令和５年第３回定例会におきまして、こうした方々が安心して外出し、これまでと変わらない社会生活を送ることができるよう、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置を求める一般質問を行いました。その後、旧庁舎から移転して開庁した新庁舎には、早速、サニタリーボックスを設置していただき、一つの声を形にしていただいたことをありがたく受け止めております。

そこで、初めに、新庁舎における現在の設置数と利用状況について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　総務部長。

○総務部長（土岐尚義）　総合庁舎におきましては、新庁舎への移転、供用開始に合わせて、令和５年１１月に、窓口などの利用者が多い１階から３階までの低層階及び９階の男子トイレの各個室、計１３か所にサニタリーボックスを設置してございます。

利用状況につきましては、一般ごみの混入も見られるものの、尿漏れパッドの処理のため、毎日のように利用されている場所もございまして、設置による一定の効果が見られるところでございま

す。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　総合庁舎に設置したサニタリーボックスについて、毎日のように利用されている場所もあり、一定の効果が見られるということでありました。実際に必要としている方がいて、利用されているということからも、設置の必要性が改めて確認できたものと受け止めております。前回、市有施設への設置については、必要性は認識しているものの、それぞれの施設を所管する部局で判断していくという答弁でありました。その後、新庁舎では実際に設置が進み、一歩前進したものというふうに受け止めております。

ただ、それぞれの施設の判断だけに任せていては、設置が進む施設となかなか進まない施設が出てくることも考えられます。まずは、支所など市民の皆さんが多く利用する身近な施設から設置を広げていくことも必要ではないでしょうか。

そこで、市民生活部が所管する施設における現在の設置状況と、今後、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置をどのように進めていく考えなのか、伺います。

○議長（福居秀雄）　市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美）　市民生活部が所管しております支所や住民センターなど市民が多く利用する３４施設のうち、男性用トイレの個室全てにサニタリーボックスを設置しているのは神居支所、東旭川支所等の１４施設であり、１か所のみの設置は東旭川農村環境改善センター等の２施設で、未設置の施設は永山支所、東鷹栖支所等の１８施設となっております。

今後につきましては、加齢や疾病等により外出に不安を抱える方が安心して外出できるよう、サニタリーボックスの設置は必要であると考えており、未設置施設への設置から順次進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　これまでも少しずつサニタリーボックス設置が進められてきたこと、そして、今後はまだ設置されていない施設から順次設置を進めていくということでございました。設置の必要性をしっかり認識し、今後さらに取組を進めていく考えが示されたことは、一歩前進であるというふうに受け止めております。

一方で、前立腺がんの治療後などに生じる尿漏れは、治療が終わればすぐに解消するというものではなくて、その後の生活に長く影響する場合があります。先日の北海道新聞の記事では、前立腺がんの全摘手術から１４年たった今も、尿漏れパッドを手放せない生活が続いている方が紹介されておりました。こうした実情からも、治療後も、安心して外出し、これまでと変わらない社会生活を続けられる環境を整えていくということが大切だと感じております。

また、今回、当事者の方からも直接お話を伺いました。その中で、サニタリーボックスが設置されていることだけではなく、この施設にはあると事前に分かることが外出するときの安心につながるというお話をお聞きしました。これは、とても大切な視点だなというふうに感じております。

そこで、必要とする方が安心して施設を利用できるよう設置を進めることと併せて、ここには設置されていますと分かる表示や、市有施設のどこに設置されているのかという情報発信についても一緒に進めていく必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口　亮）　疾病や加齢に伴う身体の変化に起因する課題は、様々な配慮を要するデリケートな問題であり、特に、前立腺がんの治療後など、排せつに関する不安を抱える方々が可能な限りこれまでと変わらない日常生活や社会生活を送ることができるように支えることは、がん患者の生活支援の観点から重要であると考えております。

その一環として、サニタリーボックスの設置については、設置そのものにとどまらず、その所在が分かりやすく周知されていることが安心して施設を利用していただく上で欠かせない要素でありますことから、その表示や情報発信の在り方について、他市の事例も参考にしながら、関係部局と共有し、検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　表示や情報発信について、他市の事例も参考にしながら、関係部局と共有し、検討を進めていくということでありました。

兵庫県明石市では、公共施設への設置だけではなくて、市内の店舗などが男性用トイレに設置する場合に市が無償で給付する制度を設けており、民間施設にも取組が広がっております。こうした取組も参考にしながら、サニタリーボックスの設置については、要望が多いか少ないかだけで判断するのではなくて、声になりにくい困り事にも行政の側から目を向けていくことが大切だなというふうに感じております。

排せつに関わることだからこそ、困っていてもなかなか声に出せない方もいらっしゃいます。病気や加齢などによって体の状況が変わっても、安心して外出し、できるだけこれまでと変わらない日常生活を送ることができる、そうした環境をつくっていくためにも、新庁舎から始まったこの取組を他の市有施設にも一歩ずつ広げていただきたいというふうに考えております。

そこで、この質問の最後に伺います。

本市として、今後、市有施設へのサニタリーボックス設置をさらに広げていく考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福居秀雄）　健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口　亮）　市有施設へのサニタリーボックスの設置につきましては、がんをはじめとする疾病や加齢に伴う身体の変化により、外出先でのトイレ利用に不安を抱える方々の安心につながる取組の一つであると受け止めており、今後、関係部局と連携しながら、既に設置してある施設の状況も踏まえ、条件が整いやすい施設を中心に設置に向けた働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　関係部局と連携しながら設置に向けた働きかけを進めていくということで、前向きな御答弁をいただいたと思っております。今後、取組が一つ一つ着実に広がっていくことを期待して、この質問を終わります。

それでは、続いて、医療的ケア児等とその家族が安心して暮らせる支援体制について伺っていきたいと思います。

医療の進歩により、これまで救うことが難しかった小さな命が救われるようになり、医療的ケアを必要としながら地域で暮らす子どもたちは増加傾向にあり、全国で約２万１千人いるとされております。

今朝の北海道新聞の記事の中で、医療的ケア児が毎日生きていることがこの国の豊かさだと思うという言葉が紹介されておりました。

本年７月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が改正され、医療的ケア児等や重症心身障害者、そして、その御家族への支援をさらに充実していく方向が示されました。本市では、令和６年に医療的ケア児等総合相談室を開設し、専門的な相談窓口を設けております。

私も、今回、相談室を訪問いたしました。相談の状況や当事者、御家族が抱える課題についてお話を伺いました。限られた人員の中で、御本人や御家族の声に丁寧に耳を傾け、必要に応じて関係機関につなぎながら、一人一人に必要な支援を一緒に考えている姿を拝見し、この相談室が果たしている役割の大きさを改めて感じました。また、医療的ケア児等を支援している事業所にも伺い、子どもたちと触れ合うとともに、日々、支援に携わっている皆さんから、現場で抱えている課題について聞かせていただきました。さらに、医療的ケアを必要とするお子さんのいる御家庭からも、日々の暮らしの中で感じていることや、今の制度ではなかなか支援につながらないことについて直接お話を伺いました。

こうした一つ一つの声を聞く中で、多くの人にとって当たり前にできることであっても、医療的ケア児等とその御家族にとっては必要な支援がなければ難しいことがあるというふうに感じました。そして、一人の声の中に、制度の谷間やこれまで気づかれてこなかった課題が表れていることもあります。だからこそ、その声を具体的な支援や施策につなげていくことが大切だと考えます。

そこで、令和６年のこの相談室開設から約２年半が経過しておりますが、現在、相談室ではどのくらいの方を支援し、どのような相談が寄せられているのでしょうか、伺います。

あわせて、相談室に寄せられた当事者や御家族の声を今後どのように具体的な支援につなげていく考えなのか、本市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　本市が設置する医療的ケア児等総合相談室が対応している実人数で申し上げますと、現在、５６名の医療的ケア児に対し、相談や支援を行っております。

医療的ケア児は、ケアの内容に個人差や独自性があり、支援も一様にならない難しさがございます。相談は、御家族のほか、医療機関や事業所からも多く、就園や就学といったライフステージごとに個々の対象者に合わせた伴走的な支援が求められてまいりますので、今年度実施をする実態調査において対象者の人数や支援のニーズなどを把握し、今後の支援体制の充実につなげてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　今、人数についてもお答えいただきました。実際には恐らくもう少し医療的ケア児がいらっしゃるとは思いますけども、今年度、対象となる方の人数や支援のニーズを把握するための実態調査を行い、その結果を今後の支援につなげていくということでございました。ぜひ、相談室に寄せられる一人一人の声も大切にしながら、具体的な支援につなげていただきたいと思います。

次に、入浴の支援について伺います。

今回、医療的ケアを必要とするお子さんのいる御家庭から、入浴についても直接お話を聞かせていただきました。入浴は体を清潔に保つだけではなく、日々の暮らしの中に当たり前にあるものだ

というふうに思います。御家族からは、親が入れてあげられないからサービスを増やしてほしいということではないんです、障害があるというだけで公的な支援による入浴の機会が限られてしまうことが悲しいんですというお話を伺いました。この言葉は、私の心にも強く残りました。

そこで、本市の重度身体障害者等訪問入浴サービスは、現在、どのような方が対象となり、利用できる回数はどのようになっているのか、伺います。

また、本人の身体の状態や医療的ケアの状況、御家族の介護負担などを考えたとき、現在の制度にはどのような課題があると認識しているのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　本市の重度身体障害者等訪問入浴サービスは、在宅で寝たきり状態にあり、自力または家族の介助では入浴が困難かつ医師が入浴可能と認めた方に対し、他の福祉サービスでの入浴が困難な場合において週１回を上限として実施いたしておりますが、このような制限された回数の中では、利用者の身体状況や医療的ケアの程度、家族の介護力や御負担など、その対応には限界があるものと認識いたしております。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　利用回数を週１回としている中では、本人の身体の状況や医療的ケアの程度、御家族の負担など、一人一人の状況に応じた対応には限界があるということでありました。そうであるならば、全ての方を一律に週１回とするのではなく、本人の身体の状態や衛生面での必要性などを踏まえて、必要な方については利用回数を増やすことができる仕組みを検討する必要があるのではないでしょうか。

また、現在の訪問入浴サービスだけでは十分な入浴の機会を確保することが難しい場合には、他の入浴支援との併用も含め、一人一人の状況に応じた入浴機会を確保していくことも必要だというふうに考えます。

そこで、利用回数を増やすことや、他の入浴支援との併用も含め、必要な方が少しでも入浴の機会を確保できるよう制度の拡充を検討できないか、本市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　本事業は、他の入浴サービスが困難な方を対象としておりますので、併用はできませんが、入浴の機会は少しでも確保されることが望ましいと認識いたしております。

一方で、利用回数を拡充するためには、医療機器を必要とする方の受入れができる事業所を確保することも必要となりますので、受け入れる側の余力と利用者のニーズとのバランスを見極めた上で、実行可能な事業の在り方について検討いたしてまいります。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　実行可能な事業の在り方について検討するということで、前向きな御答弁をいただいたというふうに思っております。ぜひ、御本人や御家族の声を踏まえて、必要な方の入浴機会の拡充につながるよう検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、紙おむつ等の給付について伺います。

支援現場や御家族からお話を伺う中で、日常的に紙おむつを必要としているにもかかわらず、原因となる疾患や障害、発症した時期などによって給付の対象にならない方がいるというお声を伺いました。紙おむつや尿漏れパッドは、日々の生活を支える上で欠かすことのできないものです。継

続して必要とする方にとっては、経済的な負担も決して小さくはありません。

そこで、本市では、重度障害児・者への紙おむつ等の給付について、現在どのような方を対象としているのか、伺います。

また、紙おむつを常に必要としている重症心身障害児・者であっても、原因となる疾患や障害、発症時期などによって給付対象とならない場合があるのか、伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　紙おむつの給付については、障害のある方が安全で便利に自立して生活できるよう、必要な用具を給付する日常生活用具給付事業において、その対象をおおむね３歳未満に発症した脳原性運動機能障害による肢体不自由者で、便意、尿意の意思表示困難な者としておりますが、発症の時期や原因疾病などにより該当にならないケースもございます。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　答弁いただきましたけども、排せつの意思表示が難しい方であっても、発症時期や原因疾病などの要件によって紙おむつ等の給付対象とならない場合があるということでありました。

支援現場や御家族からも、３歳以降に生じた事故や疾病、また、脳原性ではない心疾患や遺伝性疾患などにより日常的に紙おむつを必要としていても、今の制度では支援につながらない場合があるという、そういったお声を伺っております。また、重度の障害がある方の中には、大人になっても継続して紙おむつを必要とする方がいらっしゃいます。体が大きくなれば使う量も増えますし、紙おむつだけでは足りず、尿取りパッドなども必要となり、御家族の経済的な負担も大きくなります。御家族からは、紙おむつの価格が上がり、１袋に入っている枚数も減ってきている中で、交換する回数まで気にしなければならないほど負担が大きいという切実な声も伺いました。同じように紙おむつを必要としているにもかかわらず、原因となる疾患や発症した時期によって支援に差が出ているのであれば、私は見直していく必要があるのではないかというふうに思います。

そこで、原因となる疾患や発症した時期だけで判断するのではなく、本人の身体の状態や排せつの状況、実際に紙おむつを必要としている暮らしの状況も踏まえて給付できるよう、対象要件の拡大について検討すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　この事業では国の例示を基に給付を行っておりますが、同じように紙おむつを継続的に必要とする方の中で不公平な状況が生じているということは課題として認識しており、そのため、対象要件の拡大について検討を進めているところでございます。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　紙おむつ等の給付について、課題として認識されている、対象要件の拡大について検討を進めているという大変前向きな御答弁をいただいたと思っております。

ぜひ、原因となる疾患や発症した時期だけではなく、実際に紙おむつを必要としている方の暮らしに目を向け、必要な方への支援につながるよう検討を進めていただきたいと思います。

次に、同じ日常生活用具給付事業に関連して、非常用電源についても伺います。

人工呼吸器や吸引器、酸素濃縮器など、日常的に電気を必要とする医療機器を使用している障害児・者にとって、停電したときの電源確保は、命に関わる重要な備えだと思います。御家族からも、

災害や停電が起きたとき、必要な医療機器を使い続けることができるのか不安ですと、そういった声も直接伺っております。

道内では、非常用電源装置の購入費用を日常生活用具給付事業の対象としている自治体もございます。

そこで、本市では、現在、人工呼吸器や酸素濃縮器などを日常的に使っている障害児・者に対し、非常用電源装置を給付の対象としているのか、伺います。

また、災害や停電が起きても必要な医療機器を使い続けるために、非常用電源を確保しておくことについて、本市としてどのように認識しているのか、伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　生命や身体機能の維持のため、日常的に電気式の医療機器を使用している方に対し、他都市では非常用電源装置の購入費用を日常生活用具給付事業の対象としている事例がありますが、本市では給付対象とはなっておりません。

しかしながら、大型地震のみならず、各地で異常気象による記録的な大雨が続く昨今においては、災害時の備えの重要性が高まっているものと認識いたしております。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　ただいま、本市では非常用電源装置を日常生活用具給付事業の対象としていない一方で、災害時の備えの重要性は高まっているという、そういった御答弁がありました。

先ほどもお話をさせていただきましたが、人工呼吸器など、電気が止まることが命や身体の状態に直結する方々にとって、非常用電源は命を守るために欠かせない備えであります。道内では助成を行っている自治体もございます。今後、本市においても、こうした方々の命を守る備えとして、非常用電源装置への支援について検討する必要があることを改めて指摘させていただきたいと思います。

次に、移動に関する支援について伺います。

医療的ケア児や重度障害児の中には、日常的にバギーや車椅子などを使用し、通院や通所、通学などのために御家族が運転する自家用車で移動している方がおります。

今回、医療的ケア児の保護者から、御家族が所有し、保護者が運転する車の改造について市に相談したところ、対象となる制度はない、そういった説明を受けたと伺いました。その御家庭では、バギーを車に乗せるために複数の方の力を借りなければならない状況だということであります。通院や通所、通学などのための移動は、日々の暮らしに欠かすことのできないものであります。こうした御家庭の実情にも目を向ける必要があると考えます。

そこで、本市の自動車改造に対する助成制度について改めて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　本市の自動車改造費補助の制度は、身体に重度の障害のある方御自身が運転、所有する自動車に対し、改造費用の一部を補助するもので、御家族が所有する自動車については対象となってございません。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　介護する御家族が所有する自動車の改造費用については、本市の助成制度の対象とはなっていないという御答弁でありました。

一方で、自分で車を運転することができない障害者や障害児にとっては、通院や通所など日常生活の移動を御家族が運転する車に頼らざるを得ない場合がございます。また、車椅子やバギーに乗ったまま車に乗れるよう改造するには、やはりまとまった費用がかかり、御家族にとっても大きな負担となる場合もあります。

他都市では、御家族が所有し、運転する自動車の改造費用を助成している自治体もあります。そこで、家族が運転する自動車の改造費用への助成について、本市としてその必要性をどのように考えているのか、伺います。

また、制度化する場合には、どのような課題があると考えているのか、今後の考えと併せて本市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　御家族が所有する自動車への助成については、自動車の運転ができない障害者や障害児の移動を支援する上で一定の意義があるものと考えており、一部の自治体で助成制度があることは承知いたしております。

一方で、制度化をしていくに当たっては、対象とする障害の状況や改造内容の範囲、あるいは所得要件など、一定の基準を設ける必要があるほか、財源の確保も課題となってまいりますので、国の制度や他都市の動向などを引き続き注視してまいります。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　次に、医療的ケア児等の御家族が介護やケアから一時的に離れて休息を取るためのレスパイト支援について伺っていきます。

今回、御家族や支援現場からお話を伺う中で、短期入所などを利用したくても受入先が少ない、空きがない、また、医療的ケアによって利用できる事業所が限られているため、必要なときに希望するサービスを利用できないことがある、そういった声を伺いました。御家族が安心して休息を取ることができる環境を整えるということは、御家族の負担を軽くするだけではなく、本人の生活を支えていく上でも大切だというふうに考えます。

そこで、本市では、医療的ケア児等の御家族へのレスパイト支援について、現在どのような課題があると認識しているのか、伺います。

また、必要なときに利用できるサービスの選択肢を増やし、レスパイト支援を充実させていくことについて、本市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　医療的ケア児等の家族へのレスパイト支援といたしましては、短期入所や居宅訪問型のサービスがございますが、看護師等の専門的知識を持った支援員が配置されている事業所が少なく、希望どおりに利用できない場合があるものと認識いたしております。

レスパイト支援は、御家族の介護負担を軽減する重要な支援となりますので、事業所だけではなく、地域全体で支える体制づくりが望ましいと考えております。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　続いて、その受入れ体制の充実について伺っていきます。

医療的ケア児等を受け入れている事業所の皆さんからも直接お話を伺いました。看護師など専門職の確保が難しいこと、また、お子さんの急な体調変化でキャンセルになった場合でも人件費など

の負担は生じるため、受入れ体制を維持し、安定した運営を続けていくことが難しい場合がある、そういったふうにお伺いをいたしました。受け入れる事業所がなくなってしまえば、当然、必要としている子どもたちや御家族も支援を受けることができません。

そこで、本市では、専門職の確保や急なキャンセルによる負担など、受入れ事業所が抱えている課題をどのように捉えているのか、伺います。

また、こうした課題について、今後、事業所から直接声を聞きながら実態を把握していく考えはあるのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　事業所において医療的ケア児等を受け入れるためには、専門知識を持った看護師などの支援員確保の難しさや、受入れの際に急な体調変化によるキャンセルなどにより経営に与える影響もございますことから、特に、小規模事業所にとっては条件面で厳しいものがあるというふうに受け止めております。

先ほどのレスパイト支援と同様、人材確保や支援体制について、関係者との協議の場を通じてしっかりと実態把握に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　ただいま御答弁いただきましたが、医療的ケア児等を受け入れる事業所について、人材確保や経営上の厳しさを認識し、今後、関係者との協議を通じて実態把握に努めていただけるということでありました。

実態を把握することはもちろん大切だというふうに感じております。それでも、そこで終わってはいけないというふうに考えております。そこで明らかになった課題をその先の具体的な支援につなげていくことが必要だというふうにも考えております。

今回、相談室や、また、支援している事業所、そして御家族から直接お話を伺う中で、今まさに困っている方がいること、そして、今の制度では十分な支援につながっていない課題が多くあることを改めて感じました。今回取り上げた課題は、どれも一人一人の暮らしの中から寄せられた声であります。こうした声を把握した、認識したで終わらせるのではなく、できることから一つ一つ形にしていくことが大切だというふうに感じております。

そこで、市長に伺いたいと思います。

今津市長は、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークにも参加されております。ぜひ、市長にはリーダーシップを発揮していただきまして、当事者や御家族、また、支援現場から寄せられる声を今後の支援につなげていただきたいというふうに考えております。

今回取り上げた課題も含め、医療的ケア児等とその御家族、そして支援する事業者から寄せられる声を今後どのように施策につなげていく考えなのか、市長の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　本市の医療的ケア児等総合相談室については、私が市長に就任をした５年前から、当事者や御家族、そして事業所の方と直接話をさせていただく機会をつくり、相談室設置の必要性を感じ、令和６年度に道内でも先駆的な取組として開設をいたしたところでございます。

今後も、現場からの声に真摯に耳を傾け、今年度の実態調査結果なども踏まえ、医療的ケアを必要としている子どもたちやその御家族が少しでも安心して生活できるよう、必要な施策を着実に推

進し、実効性のある取組につなげてまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄）　皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員　市長、ありがとうございます。

前向きな御答弁をいただいたというふうに思っております。ぜひ、今回取り上げた一つ一つの大切な声をこれからの具体的な支援や施策につなげていっていただきたいということを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄）　以上で、皆川議員の質問を終了いたします。

（皆川議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午後　１　時００分

○議長（福居秀雄）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

植木議員。

（植木議員、質疑質問席に着席）

○植木だいすけ議員　私は、旭川市民連合の植木だいすけです。

今日は、一般質問ということで、勝負ネクタイである世界に数本しかないといういものこちゃんネクタイで挑みます。いものこちゃんを心配させないように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、まず最初に、もう皆さんも御存じのとおりですけど、道路交通法施行令改正による、中央線のない生活道路の法定速度が、原則、時速３０キロになったということについて進めていきたいと思います。

すみません。通告と順番が変わりまして、失礼しました。

本年９月１日、道路交通法施行令の改正により、中央線のない生活道路の法定速度が原則として時速６０キロから３０キロへと引き下げられました。全国の一般道路の約７割が対象とされるようで、道内でも相当数の距離があるわけです。中央線の設置基準である車道幅５．５メートル未満の道路が半数近くを占めるとされておりますが、歩行者や自転車利用者の安全確保を目的とした法改正ということで、その趣旨自体は理解するところです。ただ、制度の一方で、施行から２週間以上たった今も、制度への理解というのはまだ十分に広がっていないのではと感じるところです。

また、幹線道路の渋滞ですとか信号待ちを避けるために、住宅街の中に車が流入していく抜け道というのがあります。これで抜け道のスピード抑制になっていればいいんですが、なっているかというと、そこは、なかなか、抜け道は抜け道のままで、地域の方からのお話では危険性というのは変わっていないように感じております。

では、最初の質問ですが、今回の改正により、今月から中央線のない生活道路の法定速度が引き下げられました。この改正の趣旨、そしてまた、新聞、ニュースではトピック的に報道されていたようですけれども、市内における周知状況についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　今回の法改正の要旨は、生活道路における自動車の速度を抑制し、歩行者や自転車利用者の安全を確保することを目的としたものと認識しております。

広報につきましては、本市として、ホームページや旭川市交通安全広報紙の各町内会への配付や交通安全教室の中で今回の法改正の内容について周知などを行っているところであります。

今後も、警察や関係機関と連携し、交通安全啓発を通じまして改正内容の周知に努めることとしております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　周知に努めているということでありましたけれども、実際に浸透していないというか、運転の行動にはつながっていないということで、制度の狙いどおりにはなっていないという印象です。

今、秋が深まってきているところで、数か月後には冬が本格化し、積雪期に入るわけですけれども、雪で中央線が見えない場合はどうなるのかという質問に、道警本部によりますと、積雪により中央線が確認できなくなった場合、生活道路に限らず、国道などの幹線道路であっても中央線としての効力が及ばなくなり、法定速度は時速３０キロの対象になるとのことでした。

こうした基準というのは、積雪ですとか除雪の状況など、日によっても変動するため、市民や事業者にとって非常に分かりづらく、また、万一、そのことによって事故が発生した際の責任判断等にも影響しかねないと考えます。

本格的な積雪期を迎えるに当たり、該当する市道を管理する市はこうした実態をどう認識しているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　冬期間において、積雪や除雪の状況などによりまして中央線などの道路標示が確認しにくくなる場合があることは認識しております。

こうした場合の法定速度につきましては、道路の状況や標示の状態などを踏まえ、警察において関係法令に基づき判断されるものと認識しております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　そうですね、目視でもやはり曖昧な要素が加わることになりますので、引き続き、情報収集、連携、周知に努めていただきたいと思っております。

先ほどの抜け道の話にちょっと戻りますが、幹線道路の渋滞や信号待ちを避けるために、身の回りにもそういった抜け道というのはあるのではないかと思います。こうした抜け道も対象になり得るわけでして、今回の改正によって行動変容につながって、その効果として抜け道を走る車の速度が落ちるということにつながるといいんですけれども、実際には、速度規制の引下げだけでは、速度の抑制ですとか通過交通の排除にはつながっていない、限界があるとの指摘がある中です。

地域住民の方に対して、具体的な対策、そういった抜け道の道路の近隣の方に対して具体的な対策を示していく必要もあると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　法定速度を時速３０キロに引き下げることは生活道路における交通安全対策の一つでありますが、速度規制だけでは十分な効果を得ることが難しい面もあるものと認

識しております。

危険性の高い生活道路につきましては、警察や道路管理者、地域の皆様方と情報を共有することが重要であると考えております。地域から寄せられる要望や情報を把握し、必要に応じて警察や関係機関に情報提供をするとともに、現地確認などを通して連携を図り、生活道路の安全確保に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　速度の規制の見直しだけでは十分な効果を得ることは難しいという認識、これは、法律が変わるだけでは実際に車が減速するとは限らないという今の答弁で、私も共通認識としているところです。

では、先ほどの住宅街の抜け道のお話で、白線がないということは、当然、道路が狭いわけで、当たり前ですが、日常生活と道路が近い、イコール、危険が近いということになります。これは、実際に、地域の方から、家の前の道路が抜け道として利用されていて、子どもたちが遊んでいるそばで――ちょうど私がお話を伺ったときも、こうやって子どもたちが、こうやって近所の子が遊んで走っているのさという話をちょうど目撃しまして、そういった中を日常的に車が流入してきており、危険性を感じております。だけども、要望を市に伝えても具体的に動いてくれないというふうなことをおっしゃっていました。

やはり、これは、せめて、危険な抜け道については、スピード抑制につながる看板ですとか、ハンプと呼ばれる減速になるための仕組み、道路に色を塗ったり、ちょっと隆起をつけたりとか、それから、通学路の点検、ゾーン３０プラスの指定拡大など、地域の声を踏まえた具体的な安全対策を進めなければならないし、それには今回の法改正はいい機会ではないかと感じます。市の今後の取組方針をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　地域の皆様からの御要望につきましては、市としても、内容を丁寧にお伺いし、必要に応じて関係機関と情報を共有することが重要と考えております。

一方、信号や速度規制等のための標識の設置などについては、北海道警察をはじめ、それぞれの関係機関が所管し、判断するものもございます。

本市といたしましては、地域から寄せられた声を北海道警察や関係機関と共有しながら連携を図り、交通安全対策に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　ぜひ、今回を機会に、もっと運転手の方の意識が向くような明示的な対策をお願いしたいと思います。

市内の全ての生活道路を行政が手厚く整備するというのは、やはり、警察との兼ね合いもあって現実的に難しいということは理解できますが、事故もしくは事件にならないと警察は対処してくれないというフレーズもよく聞きます。しかし、地域から実際に危険性の声、これは、特に極端な要求を何かしているわけではなく、当たり前のことを言っていると思いますので、そういったことに市政としてちゃんと応えられるかどうかということで、警察に関わる部分でありますが、警察と道路管理者としっかり連携をしながら、地域の実情に合った安全対策を進めていただくよう強く要望して、この質問を終わります。

次に、公共交通のことについて進めたいと思います。

前回、交通不便地域の定義や、幹線と支線を組み合わせた路線網の必要性について伺い、市長にはモデルケースとなる地域で小さく実証してみることから始めるべきではないかということを申し上げさせていただきました。今回はその続きになりますが、幹線、支線、交通結節点という具体的な部分です。

まず、日本バス協会の推計によると、全国のバス運転手は、２０２４年度の１０万８千人から６年後の２０３０年度には９万３千人へと減少する、労働時間上限規制の影響も含めて３万６千人が不足するとされております。本市のバス事業者２社の運転手さんも、その約８割が５０代以上、今後も運転する人が減り、運転できない人が増えるこの前提というのは変わりません。

では、質問ですが、国は、幹線を維持しつつ、その先を地域の多様な輸送資源で担う方向を示しているところ、本市においても将来的に幹線と支線を組み合わせた路線網へ向かわざるを得ないと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　市内の路線バスにつきましては、利用者減少や運転手不足など、厳しい経営環境の中でバス事業者に事業を行っていただいており、今後、公共交通を将来にわたり維持、確保していくためには、主要な路線と支線という路線網の考え方も念頭に置きながら、路線の効率化について検討を進めていく必要があるものと認識しております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　先ほどもですが、多様な輸送資源というフレーズを耳にしました。具体的にどのような輸送資源があると考えるか、想定がある場合には、本市がこれまで具体的な働きかけを行ってきたり、現在行っていたりするか、あわせて、他都市の事例について調査、把握しているか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　本市における多様な輸送資源としましては、スクールバスや福祉有償運送、その他の送迎バスなどが存在しており、江丹別地域におきましては、本市も関わりながら、地域住民の触れ合いや交流活動の促進を目的に、地域の移動手段として利用していた車両を活用し、通学などの移動の確保を図った事例がございます。

また、他都市におきましては、地域の移動手段の確保のため、公共ライドシェアや互助による輸送などの取組が行われており、本市としましても、それらの事例の把握や調査研究などを進めているところでございます。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　多様な輸送資源の中に既存のバス・タクシー事業者、こちらが含まれておりませんでしたが、そういった事業者への運行委託は含まれるのか、不採算区間を市が支線として引き受け、その運行を委託することは事業者の経営を支える選択肢になり得ると考えますが、そちらも見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　地域の多様な輸送資源としましては、既存のバスやタクシー事業者への運行委託も選択肢の一つと考えられますが、運行に係る経費や運転手確保などの課題もありま

すことから、導入に当たっては慎重な検討が必要であると認識しております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　では、現在、本市において、幹線と支線を結ぶ交通結節点として位置づけられている場所があるのか、また、バス事業者間、あるいは路線と支線交通との間で乗り継ぎ割引運賃は設定されているか、設定されていない場合はその理由をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　本市では、旭川駅周辺地域などが鉄道やバスなどの交通結節点となっているものと認識しております。

また、市内路線バスでは、ＩＣカードを利用し、一定の条件の下で乗り継ぎをした場合に運賃が１００円引きとなる取組が行われております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　本市のバス路線網は、駅前を起点に放射状に広がるというのは皆さんが感じている部分だと思いますが、ということは、地域の中を横に移動したいというニーズにほとんど応えられていない状態で、先ほどありました幹線と支線を念頭に置きながらも支線を受け止める場所が郊外にないのが現状です。一方で、乗り継ぎ割引は、全くないわけではなく、駅前で一定の条件の下で既に存在しているということで、将来、交通結節点が増えた場合も適用が想定できるということが分かりました。

では、本市が念頭に置いている幹線、支線を結節点でつなぐことは、乗換えの待ち時間や運賃の増加など、当然ですが、利用者に不便、負担を生じさせることが前提となります。市はこの不便、負担をどのように認識しているか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　バス利用者の減少や運転手不足といった状況を踏まえますと、提供できるサービスとコストが両立した持続性のある公共交通網の構築を目指す必要があるものと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　乗換えの負担を強いるのは利用者の方に対してになります。アンケート結果として、乗換え時間が長いと答えた方は４４％、待合環境が悪い、屋根や椅子がないが３２％という調査結果が掲載されており、大きな課題です。直通で行ける場合と比較すると、乗換えというのは、それほどよくない環境で待たされて、さらに余分に料金を払って、そのことと引換えにたどり着けるということになります。

では、今度は、住宅や施設が集積した地域においては、幹線への接続はもとより、地域内のスーパー、医療機関、金融機関、学校などを結び、生活動線を担う支線交通としてコミュニティーバスを位置づける考えがあるか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　これまでも、本市においては、地域内を循環するようなコミュニティーバスの取組事例がございますが、利用者が少なく、事業の継続が困難になった経過がありますことから、このような取組の実施に向けましては慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　今の取組事例とはどの取組を指すのか、また、利用が伸びなかった原因をどのように分析しているか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　取組の事例としましては、平成１５年度から平成２２年度まで、地域住民などで組織する協議会が主体となり、道北バスが運行した永山交流センターとウェスタンパワーズを結ぶ永山コミュニティバスがございます。当時、協議会が行ったアンケートによりますと、利用が伸びない要因としましては、ニーズの不足や所要時間、運行経路の課題などが挙げられております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　永山のこの事例は、地域の方々が自ら立ち上がったことを発端に運行されたということで、年数がたった今でもすばらしい取組と思いますが、その上で、利用が伸びない要因としては所要時間と運行経路ということになり、お話を聞くと、４５分かかって走る中で停留所が７６個あったということで、永山地域をくまなく回ったことがうかがえます。そのことによって利便性が失われてしまったようですが、この教訓に立って、地区内の生活動線を結ぶ支線交通として近くを結ぶと。ニーズの不足という点についても、廃止から１６年がたちます。そもそも、地域の年齢構成ですとか、時代背景そのものも変わっており、当然、今のニーズと異なります。過去の経過で慎重になるのも分かりますが、せっかくの経験や原因を踏まえた次の取組に進んでいないことになってしまいます。

　では、地域の特性に応じた適材適所という観点から、広い選択肢として、コミュニティーバス、デマンド型交通、ＡＩオンデマンド型のそれぞれについて、本市としてどう捉えているか、調査研究を行っているか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　様々な公共交通サービスにつきましては、それぞれ長所や短所があるとともに、市内それぞれの地域特性も踏まえる必要がありますことから、他都市の事例も参考にしながら、地域に適した方法を検討していくことが必要であるものと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　市の公共交通計画の事業１－３には、周囲の区域間を結ぶバス路線をはじめとする交通網の検討が必要と記載されております。

　これまで具体的にどのような検討を行ってきたか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　市内の区域間を結ぶ路線としましては、高校や医療機関、商業施設が点在する環状線において、本市の補助を伴う環状通り循環線の社会実験を経て、市内路線バス事業者２社の協力により、利用実態に合わせた新たなルートを設定し、自主運行で継続していただいている路線がございます。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　環状通り循環線を挙げていただきましたが、これは、事業１－３のとおり、区域間の移動に需要があるということでありまして、高校や医療機関、商業施設といった、こちらについては放射状の路線では拾えなかったニーズを拾えているということになります。

では、話は替わりますが、地域公共交通確保維持改善事業のような国の補助制度について、本市の活用実績があるのか、また、計画策定や実証調査に活用できる制度について、現在検討しているものがあるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、デマンド型交通の米飯線の運行や本市の地域公共交通計画の策定に活用しております。

今後におきましても、国の補助制度を活用しながら、公共交通網の維持に向け、取組を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　計画の策定に活用された実績があり、国の計画策定事業では補助対象となる経費に短期間の実証調査のための費用も上げられておりますし、次期計画の策定においても活用できるものと思います。

では、ここまでの議論を踏まえまして、この後、市長に伺ってまいりますが、現行計画において支線交通が位置づけられているのは、郊外の交通不便地域については既存路線による確保を基本とするが、路線を維持することが困難となった場合や路線がない地域は多様な輸送資源の活用を検討すると記されているとおり、郊外路線について主に書かれております。この条件に当てはまらない今述べた地域には、支線交通という選択肢を改めて捉えなければなりません。

旭川も、幹線、支線、交通結節点の仕組みへの置き換えが必要になることを念頭に置いておりますが、その将来を見据えて、特定の地域における住宅、商業、医療、教育といった地域の資源を公共交通によって結び直すという発想を取り入れたまちづくりのモデル地域に踏み出すことが、本市にとって必要な一歩ではないかと思います。また、バス事業者２社が懸命に路線網を支えている今だからこそ、前向きに備えることができる、事業者が支え切れなくなってからの着手では選択の余地がないものと考えます。予算を確保し、既存の公共交通事業とともに、こうした取組の手を打っていくべきだと思います。

また、令和９年度は現行計画の最終年度に当たります。支線交通は郊外で路線が維持できなくなった場合の措置としてしか位置づけられていないですけれども、次期計画において市街地の生活移動を担うものとして位置づけるべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　本市では、立地適正化計画を策定し、医療、福祉、商業、居住等の都市機能がまとまるように誘導し、利便性のよい生活環境を形成することで、将来にわたって暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを目指しております。

この計画による都市機能や居住地等がまとまり、公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市の形成には、市民の移動手段の確保に向けた持続可能な公共交通網が欠かせないものでありますことから、今後も、事業者との連携を図りながら、地域公共交通の維持に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　市長、ありがとうございます。

立地適正化計画において都市機能がまとまるように誘導し、利便性のよい生活環境を形成するこ

とで、将来にわたって暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを目指しているというお話でありましたが、その中で、幹線と支線を組み合わせた路線網、こちらは、２０３６年度、まさに１０年後の姿として立地適正化計画に書かれているところであります。

しかし、冒頭でお話ししたとおり、運転手さんの不足というのは既に顕在化している中で、２０３０年度、約３年後に深刻な状況を迎えることがもう分かっているわけです。今の減便どころではなく、減便の減便の減便を受け入れていることが想定されるわけですが、残る選択肢としては、やはり、支線を活用した交通政策に踏み出す必要があるのではないでしょうか。

幹線、支線に置き換えるには、乗り継ぐ場所、交通結節点、例えば、商業施設なのか、待合をつくるのか、そして、乗り継ぎの利便性や乗り継ぎ割引をはじめとしたコスト軽減策が機能し、そして、何より分かりやすさ、さらに、そこには、市民が乗換えに慣れている必要があり、それは到底１年で用意できるものではありません。立地適正化計画が描く将来像に間に合わせるためにも、着手は早いほうがいいと考えています。

次期計画に住宅街の中で暮らす市民のための支線交通がどのように位置づけられるか、今日の質問はそこがメインでありましたが、前向きな御検討をお願い申し上げ、こちらの質問も終わります。

では、最後に、公共施設のトイレの整備の在り方について、一般質問を行います。

ほかの議員がされていたところもありますが、重複もあるかもしれません。

近年、女性用トイレの行列が社会的な関心を集めておりますが、調査によりますと、女性は男性の３倍近く時間がかかるということで、また、洋式化、温水洗浄便座の普及によって快適性が向上したことで、身だしなみを整えるなど、本来目的以外の目的での利用も増えていることが背景にあるとされています。

こうした状況を受け、国において、本年６月、国土交通省が初めてトイレの便器数に関するガイドラインを公表しました。あわせて、バリアフリー法につきましても、改正法によって車椅子使用者用トイレの設置基準が強化されるなど、公共施設のトイレをめぐる制度環境はこの１年で大きく動いております。

それでは、国交省が本年６月に公表した、男女の利用者数がおおむね同数と見込まれる施設では女性用便器数を男性用便器数以上とする基準を示すガイドラインがあります。そちらについて、受け止めをお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　国のガイドラインにつきましては、女性用トイレの待ち時間の解消など、利用者の視点を踏まえた実効的な指針と認識しており、本市といたしましても、今後の施設新設や大規模改修時には、本基準を踏まえたトイレの整備に努める必要があるものと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　それでは、市が管理する施設、例えば、公園、学校、公民館などにおける便器数、そして男女便器数、また、関連して、洋式化率、多機能トイレ、温水洗浄便座の設置状況について、全庁的な実態把握ができているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　市有施設におきます便器数等の設置状況につきましては、これま

で全庁的な実態調査を実施していないところでございます。

市有施設のトイレは、施設ごとに利用実態が大きく異なりますので、まずは各施設管理者において実態把握に努めることが妥当と考えており、現時点で新たに一斉調査を行う予定はないところでございます。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　国の調査では、駅で男性用１に対して女性用０．６３、空港でも０．６６、多くの施設で設置数が男性を大きく下回る実態があります。

旭川市有施設にも同様の乖離があると見られるか、認識をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　市有施設全体の男女別の便器数について集約はしておりませんが、施設によっては男女の利用状況や待ち時間などに課題が生じている可能性があるものと認識しております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　国交省によれば、多くの施設が、建築当初、男性利用者が多いことを前提に設置をしているそうです。乖離が見られる可能性があります。

また、老朽化した和式便器についても、想定と現在のニーズとの間に同様の乖離が生じている可能性があるのではないかと思いますが、老朽化した和式便器が実質的に利用されず、結果として行列状況悪化の一因となっている可能性について、市の認識と計画的な洋式化を進める考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　和式便器の敬遠が稼働率の低下や行列の一因になっているものと認識をしております。

本市では、これまで、学校や不特定多数の市民が利用する公共施設において、順次、トイレの洋式化を進めておりまして、引き続き、市民ニーズを踏まえ、計画的に環境改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　昨年６月施行のバリアフリー法改正で車椅子使用者用トイレの設置基準も変更になりました。建築物に対して１か所だったのが、原則、各階に１か所となりましたが、この基準への適合が義務づけられるのは新築・増改築時に限られているとのことではありますが、こちらについても認識をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　高齢者や障害者の立場から見ますと、基準を問わず、車椅子使用者用トイレが整備されていることが望ましいものと考えますが、整備には財政的な負担も伴うことから、全ての施設で整備を進めていくことについては課題もあるものと認識いたしております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　それでは、床面積２千平方メートル未満、または、既存で改修予定のない市有施設について、車椅子使用者用トイレの整備状況と今後の対応方針についてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　市有施設のバリアフリートイレの設置状況につきましては、福祉安心部で地区別と用途別に整理した一覧を市ホームページで公表しております。また、既存で改修予定のない施設につきましても、利便性の向上やバリアフリー化の推進は重要な課題と認識しておりますが、限りある財源の中で、各施設の利用状況や老朽化の度合い、他の改修需要等を総合的に勘案し、機能改善や環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　では、直腸がん術後など、医療的な理由から温水洗浄便座を必要とする市民が一定数存在しますが、公共施設においては温水洗浄便座の設置が少なくて困っているというお話を聞きます。

市有施設における設置状況についてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　温水洗浄便座につきましては、医療的な事情を含めた利用者のニーズがあるものと認識しておりますが、現状では市有施設全体の設置状況を一元的には把握してございません。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　という回答でしたけれども、温水洗浄便座が設置されていない、特に必要性の高い施設について、優先的に整備を進める考えはあるか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　温水洗浄便座の整備につきましては、利用者のニーズに加え、衛生管理や維持管理、設備更新等の面も考慮する必要があるため、施設の用途や利用者の状況、改修時期、費用等を総合的に勘案いたしまして、必要性の高い施設から適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　ここまで、駆け足ですけども、女性トイレの行列の話、和式の便器、バリアフリー対応、温水洗浄便座とそれぞれ伺ってまいりました。これは、いずれも個別の施設所管部局が別々に対応しているということでありまして、別々に聞くのは控えましたけれども、そういう現状です。

他の自治体ですと、例えば、山口県萩市では、平成２２年から、何回も改定を重ねながら、一元で管理する仕組みがあります。男性用便器と女性用便器の比率をおおむね１対２としたり、洋式化、温水洗浄便座についても基準を設けて運用しています。特定の部局が横断的に基準を持ち続けている自治体があることを踏まえ、旭川においても、特定部局による一元管理、整備方針、そして、これはほかの議員も質問をしていましたが、便器増設を伴わない照明ですとかサインの計画による対策も含めて検討する余地がないのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　本市では、これまで、施設所管部局におきまして実態を適切に把握し、利用者のニーズを踏まえたトイレの環境整備を進めておりまして、現時点では市として統一的な整備基準を策定することは想定しておりませんが、限られた財源の中で優先度の高い施設から計画的に整備を進める必要があるものと考えております。

今後も、国のガイドラインを踏まえた中で、サイン計画など、低コストな混雑緩和策も含めまして、効果的な整備に努めるよう周知してまいります。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　これまでの答弁ですが、全庁的な調査を行っていない、集約していない、一元的に把握していないとの答弁でしたが、今の答弁では、各施設所管部局において実態を適切に把握しているとのことでした。把握していないと言っていたのに適切に把握しているという評価をされているのは、答弁として矛盾を感じますが、いかがか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　本市では、これまで答弁させていただきましたとおり、全庁的な一元把握まではしておりませんが、各施設の所管部局におきまして、利用実態や特性に応じた状況把握と維持管理が行われております。修繕や改修が必要な場合には、推進計画事業調査や予算編成など、全庁的な事業選択の場で協議することとなっておりますので、現状調査や集約はしておりませんが、各施設におきまして適切に把握されているものと考えております。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　策定が難しいということでしたけれども、萩市のように、せめて、男女便器比率について、一定の目安、目標値、例えばおおむね１対１．５とか、そういった数値を庁内で共有することはできないのでしょうか。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　男女の便器比率の目安につきましては、施設の利用特性や利用実態等も勘案しながら、国のガイドラインを踏まえた対応が必要であると考えておりますので、ガイドラインの趣旨や内容につきまして庁内の周知に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　植木議員。

○植木だいすけ議員　質問は今のところで終わりだったんですが、東光スポーツ公園の複合体育施設については補正の予算で増設をするということで、そのことは取組として評価できるものと思います。今後もそういった取組になるということは期待をさせていただきます。

トイレの前に女性が列をつくっているという光景、この女性のトイレ数の話というのは、もう当たり前の日常だとしてしまって、向き合ってこなかったことが問題ではないかと考えます。そもそもですが、この問題を引いて考えると、その根本というのは、長い歴史における男社会の結果、男が仕組みや制度を設計してきたことによるものだと思っていて、女性が設計すれば、当然、そうはならないわけです。これには、歴史上、意図的な場合もあれば、単純に女性視点での考えに及ばなかったというのもあると思います。

昨日、ちょうどジェンダー・ギャップ指数も出たところですが、今回、それは本題ではありませんし、トイレの問題がジェンダー・ギャップ指数と直結するわけではありません。その中で、私が男としてこういうことを言うことに違和感を感じる方もおられるかもですけれども、私は、フェミニストというほど何か強い考えがあるわけじゃない普通の人間です。ただ、社会の在り方としては、根拠もなくどちらかが優位であるとする社会というのは、ほかの場面でも、結局、どこかでゆがみを生む乱暴な議論、社会につながると感じています。

トイレの問題から飛躍しましたけれども、トイレの整備というのは、一見、地味な政策課題に見

えますが、女性、高齢者、障害のある方、そして医療的な事情を抱える方など、あらゆる市民の日常生活の質、また、逆を言えば困難にも直結する課題であります。

所管部局がばらばらに対応するのではなくて、一元的に、そういった部局によって誰もが安心して使える公共施設を目指して、全庁的な視点での取組が進むことを期待しますと申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（福居秀雄）　以上で、植木議員の質問を終了いたします。

（植木議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　次に、あべ議員。

（あべ議員、質疑質問席に着席）

○あべなお議員　平仮名４文字、あべなおです。

勝負ネクタイはないんですけど、勝負と言われても、ちょっと、今、言えない。そういうわけで、質問というミサイルを配備して勝負に挑みたいというふうに思います。

今回、まず、感想としては夏休みが長かったなと。今年は、３姉妹の溶連菌、アデノウイルス、とどめに手足口病の３連発で、大変忙しくて、自分でもいつ寝たのかなって思うぐらいすごい忙しかったんですけれども、そんな中でも、今年も、埼玉はもちろん、オーストラリアとか台湾からもお友達が来てくれて、動物園に何回も行ったりとか、旭川での滞在を楽しんでもらいましたし、毎年、夏休みは娘のお友達を集めて、サイパルだとか、そういった市内施設の――今年はサイパル、学習ツアーというのを企画して、開催していまして、今年のサイパルは企画展に合わせて学習ツアーを組んで、サイパル館長にも何とツアーガイドをしていただくなど、観光も学びも思いっ切り楽しませてもらいました。

そんなサイパルや動物園なんですけれども、Ｗｉ－Ｆｉがないというところで、うちの子どもたちを含めて、たくさんの保護者や子どもたちから不便だというふうなお声をいただいております。

動物園とかは、ＱＲコードを読んで何か見るやつとかもあって、あれ、結構、外国から来たお友達は、スマホは容量に制限のある契約をしていて、なかなか、やっぱり動画とかを撮って配信したいから、ああいう、ちょっとした、見るときにやっぱりＷｉ－Ｆｉがあるといいなというふうに思っているみたいですし、娘の学習ツアー、子どもたちのツアーでも、今の子って、みんな、タブレットを持ってきて、そこで、例えば、展示しているもので気になるものがあれば、それが何かというのをタブレットで調べるんですよね。そういうときに、やっぱりＷｉ－Ｆｉがないと使えないっていうので、非常に不便だという声をたくさんいただいています。例えば、観光とかだと、ＤＭＯとかも、たくさんＷｉ－Ｆｉについての意見をいただいてきたんじゃないかなというふうに思います。

ＤＭＯという単語が出しましたので、副市長に答弁を求めると見せかけて、まだ求めません。

今言ったサイパルとか動物園、それから、カムイスキーリンクスとか、そういった市内の施設とか観光地におけるＷｉ－Ｆｉ整備について、今までどのように取り組んできたのか、お示しください。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原　稔）　市有施設におけるＷｉ－Ｆｉ整備につ

きましては、それぞれの施設において、施設の利用状況や必要性などを踏まえて導入を判断し、整備経費や回線使用料を市が負担し、設置、運営してきているところであります。また、旭山動物園では旭川振興公社などの協力を得ているほか、カムイスキーリンクスでは指定管理者の自主事業として整備されているなど、関係機関との連携協力で進めている事例もあり、施設の管理形態や利用状況等に応じて導入や運用の主体、整備状況が異なっているところでございます。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　各施設や観光地を所管する部局がそれぞれ整備してきたと答弁にありました。施設や観光地によって整備状況にばらつきが生じているという状況は、市民はもとより、観光客や学生にとっても大変不便であると考えます。近年も全国各地で様々な災害が発生しており、Ｗｉ－Ｆｉは、安否確認や情報収集の手段としてもニーズがあります。地域Ｗｉ－Ｆｉを整備することによって、災害時のみならず、平常時は、国内外の観光客等が旅行情報の収集やＳＮＳの発信に利用でき、市民も、イベント等、地域情報の発信など、まちづくりや地域振興といった地域活性化も可能になると考えます。

現在に至るまで、市として様々なＷｉ－Ｆｉ整備に関する取組をしてきたことと思いますが、なかなかいい感じになっていないのではと感じています。Ｗｉ－Ｆｉ整備に関して市はどのような課題を抱えているのか、認識を伺います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　フリーＷｉ－Ｆｉのスポットを全市的に広めていくためには、設置場所の確保や導入時及び維持管理のコストが大きな課題になるものと認識をしております。

全市的な設置となりますと、市の公共施設への導入だけではなく、交通機関や商業施設などといった民間事業者への働きかけが必要となり、さらには、効果を発揮させるためには、利用者の動線や立ち寄りスポット等を考慮した整備のほか、Ｗｉ－Ｆｉを通じた情報管理の安全性という面も問題となっておりますので、そういった対策の必要もあるものと考えております。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　導入費用やランニングコストだとかお金の面で課題があるとの答弁でしたが、官民連携で民間のＷｉ－Ｆｉ環境を活用するなど、コストを抑えた手法もいろいろあるというふうに聞いていますが、そもそも市としてＷｉ－Ｆｉ整備の必要性についてどう考えているのか、認識を伺います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　日常生活やビジネス、レジャーなど、あらゆる場面でインターネットを通じて様々な情報を活用する現代の社会におきましては、情報通信基盤は社会インフラでございまして、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備も依然としてニーズがあるものと認識をしております。

そのため、今後とも、インバウンド需要の多い観光施設や防災拠点、教育的活動が想定される施設などを中心に、利用者ニーズを把握している各施設の所管部局と行政ＤＸ課が情報化協議を通じまして、費用対効果の視点やシステム的な見地から導入に向けた調整を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　依然としてニーズがあるものと考えているのであれば、今までのような各施設を所管する部局ごとに取り組むのではなくて、Ｗｉ－Ｆｉ整備を担当部局として行政ＤＸ課が取り仕

切って推進していくべきではないかなというふうに考えます。

導入に向けた調整を進めてまいりますとも答弁にありましたが、部の担当というのは数年で替わってしまいますから、担当者が替わるごとにＷｉ－Ｆｉ整備に対する温度感とか熱量が変わってしまうということも当然あるわけで、この状況が続けば整備状況にさらなるばらつきが生じるおそれがあるのではというふうに思っています。過去の行政ＤＸ課との質問でのやり取りで、各部局のＤＸ化の取組に対して後方支援や伴走支援をしていくのが課のお仕事ですという答弁をいただいたこともありましたが、そうではなくて、行政ＤＸ課が中心となって横断的に連携し、推進していくべきだと考えます。

社会問題やニーズの多くは分野をまたいでいることが多く、横断的な連携が必要になるというのは今までも様々な場面で議論されてきたことと思います。せっかく、今年度、行政ＤＸ課が新設されたわけですから、しっかりとリーダーシップを発揮して、Ｗｉ－Ｆｉ整備に関して市全体を引っ張っていくべきだと指摘します。

このことについては、あえて答弁を求めないでおきます。前回質問したくらしのアプリについても、行政ＤＸ課が中心になってやるべきだと言わせていただきましたし、これ以上、仕事を増やすなという答弁をしたいお気持ちもよく分かっているつもりです。なので、指摘とさせていただきます。ぜひ、全部局を引っ張っていくんだぐらいの意気込みで頑張ってください。

この項目については、おしまいになります。

次は、ＩＲ、統合型リゾートについてお伺いします。

道議会でも白熱した議論がなされてきたＩＲ、統合型リゾートについてお聞きします。

鈴木知事は、一度は候補地としての申請を見送ったものの、本年６月の道議会で、ＩＲの道内誘致については事業者や市町村を対象としたアンケートを実施するとの方針を明らかにしました。今月の７日にはＩＲに関する基本的な考え方の最終的な改訂案が公表され、具体化に向けたコンセプトを明瞭な四季と豊かな自然に囲まれたリゾート型ＩＲとし、誘致に向けた方向性を定めたところです。

このことについて、本市はどのように受け止めたのか、お示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　北海道がこのたび策定した統合型リゾート（ＩＲ）に関する基本的な考え方の改訂・案では、ＩＲの具体化に向けて、北海道全土で一つのＩＲを形成とのコンセプトが示され、目標として、道民の暮らしの豊かさの向上、北海道の経済産業の成長、世界との交流拠点の創出の３点が掲げられております。

本市といたしましては、この改訂案が、ＩＲについて、北海道各地への滞在価値を提供するものとの方向性が示され、北海道全体への波及効果の拡大を展望したものであると受け止めております。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　ＩＲなんですけど、実は、皆さんも御存じのとおり、世界には多くのＩＲの事例がありまして、例えば、シンガポールですと、ＭＩＣＥや観光の世界的モデルとして成功していると言われています。ＩＲ開業後の観光客数は５７％も増加、ＧＤＰの成長率の押し上げ効果は約１％から２％まで上がっているというふうに言われている試算もありますし、ＭＩＣＥにおいては、世界トップクラスの国際会議や展示会等の開催都市となり、観光客のみならず、ビジネス客の誘致

に絶大な効果を上げていると言われています。ラスベガスは、カジノではなくて、ショーとかのエンターテインメント、それから飲食、ＭＩＣＥからの収益が全体の半分以上を占めているとのデータもあります。当然、雇用だって物すごい創出をしているわけです。

多くの人は、ＩＲと聞くとカジノのイメージが先行してしまいますが、そうではなくて、ショーなどのエンターテインメント、食、体験を統合したリゾートであって、これは、日本、特に北海道が得意とする分野だと考えます。本市は、食や体験等を前面に押し出したアドベンチャートラベル、最近だと、道新にも、ＯＮガスＡＴといって、温泉、ガストロノミー、美食ですね、あと、アドベンチャートラベルというのを複合型にしたよみたいな、そういったのをはじめ、多くの体験型観光の推進に取り組んでまいりました。

そこで、伺います。

北海道型ＩＲとそれがもたらす効果について、本市はどのように考えているのか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　北海道型ＩＲは、明瞭な四季や四方を海に囲まれた食の宝庫といった北海道の強みを生かしたリゾート滞在を基本として、コンベンションや半導体など、新たなビジネス旅行の需要も取り込む考え方を示しております。

こうした北海道の優位性を生かした食や体験を軸とするＩＲの方向性は、北海道の魅力発信の強化や、道内における周遊観光の促進、道内空港を起点とした送客機能の活性化など、本市エリアが取り組んでいる広域観光への効果の拡大にも期待ができるものと考えております。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　旭川観光基本方針の施策の方向性として、旭川市が世界中から訪れたくなる観光地へと掲げられています。その背景には、本市の観光課題として、通年型・滞在型観光の推進、広域観光の推進、受入体制の整備、消費拡大の仕組づくりというのが挙げられています。ＩＲの誘致が実現すれば、これらの課題も解決に向かうものと考えますし、また、施策の方向性の一つとして、マウンテンシティリゾートの確立というのを掲げて、スキー環境の充実、スキーヤー・スノーボーダーの利便性向上、海外市場への冬季観光プロモーションの展開、アフタースキーコンテンツの拡大、この４つの視点を軸に、ＤＭＯと連携し、様々な取組に挑戦してきたことと思います。

副市長も、ＤＭＯ時代にすばらしい御活躍をされたと伺っています。今挙げた４つは、国内外からの観光客を集客し、観光や地域経済の振興を目指す北海道型ＩＲと方向性は一致していると考えます。さらに、民間事業者の投資と創意工夫を最大限に引き出すこの北海道型ＩＲの枠組みを活用し、今、話題の新アリーナも市の多額な持ち出しなしで実現が可能になるとも考えます。

そこで、お伺いします。

旭川市として、北海道からのＩＲに関するアンケート調査についてどのような返答をしたのか、お示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　令和８年７月の北海道からのアンケートに対し、市として、ＩＲ候補地としての意向は示しておりませんが、道内にＩＲが整備されることについては関心があると回答しております。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　候補地としての意向は示していないが、整備されることについては関心があると、そう判断した理由と経緯をお示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　ＩＲの候補地となって誘致を行う場合には、ＩＲ整備に必要な条件の整理をはじめ、市民や経済団体、議会等の意見を十分に把握し、合意形成を図りながら進めることが重要と認識しております。

一方で、雄大な自然や良質で豊富な食など北海道の魅力を活用したＩＲが誘致されることにより、インバウンドをはじめとする観光需要のさらなる増加や民間投資の拡大、また、新たな雇用の創出などによる経済の活性化など、様々な面で本市を含めた北海道の広域において波及効果が期待できるものと捉えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　インバウンドをはじめとする観光需要のさらなる増加とありましたが、ＩＲ誘致となった場合、欧米をはじめ、海外からも観光客が押し寄せるというふうに思います。

旭川空港の滑走路は２千５００メートルしかないというふうに伺っていまして、国際線の長距離フライト、直行便は離着陸で最低３千メートル、できれば３千５００メートルぐらい欲しいというような話も聞いていて、そういう点でも、ＩＲの整備条件の整理とか、なかなか大変なんだなというのは私も分かります。

答弁の中に、市民や経済団体、議会の意見を十分に把握し、合意形成を図りながら進めることが重要とありましたが、市内の団体はまだどこもＩＲについての要望を市に出していないというふうに私も聞いていますし、先日、知事からも明確に手を挙げてくれる自治体と進める方針だというふうにも聞いています。手挙げしないのであれば、ＩＲ導入による経済その他の波及効果を候補地だけにとどめるのではなく、道内、旭川へと波及させていくことを考えなくてはいけないと考えます。例えば、ＩＲ区域と区域外との相互の送客や消費促進に関してもどんどん提案していくべきだというふうに考えます。

ＩＲによる効果を本市に取り込み、最大化できるよう、本市が中心となって、道北の地域経済の振興、そして地域社会への貢献に向けた積極的な取組を道や候補地に求めていくべきだと考えますが、市の認識を副市長に伺います。

○議長（福居秀雄）　佐藤副市長。

○副市長（佐藤昌彦）　北海道型ＩＲにつきましては、これまで議員から御指摘をいただいたとおり、経済波及効果というのは期待できるものでありますので、今お話にあったように、本市が候補地として誘致を行わない、そういった場合であっても、道内で整備される――今、全国的に、どこになるかというのはこれからの段階ですけども、道内で整備された、そういった場合には、ＩＲを訪れる多くの観光客を本市あるいは道北地域のほうへ誘引する、消費拡大につなげる、そういったことは重要であると認識をしてございます。

そういったこともあって、今般、北海道が行った都道府県への納付金の活用に関わる調査におきましては、交通の確保、充実といった使途に充当していただきたい、そういった要望もしているところでございます。

今、議員のほうからもございましたけども、ＩＲの誘致につきましては一部の地域で検討が続けられているといったことも承知をしてございます。旭川市といたしましては、ＩＲを訪れる観光客が、本市、そしてこのエリア、道北地域、こういったところを周遊する流れをつくるということはとても大事だと思っていますんで、北海道、また関係自治体など、様々な連携、ルートを通じて、我々のほうの魅力をきちんとルートとして造成していく、あるいは、連携を密にしながら、情報発信など、様々な取組に取り組んでいけるように今から準備をしていきたいなというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　ちょっと元気がないように感じましたが、気のせいだなというふうに思いたい。

ここまでのやり取りで、たとえ候補地に手挙げせずとも、ＩＲというのは、圧倒的な集客力、雇用創出効果、関連産業への波及効果、これらは、市と道北地域の振興策として極めて有効な手段であるというふうに私は一貫して言っています。旭川市は本当に候補地として手挙げするつもりはないのでしょうか。このままでは本当に道北に何もなくなっちゃう、ピンチだと思っています。

鈴木知事が北海道の四季や自然を生かしたリゾート型ＩＲの実現を掲げた今、この機会をどう捉えて、本市の持続的発展性のある観光や地域活性化策にどう落とし込んでいこうと考えているのでしょうか、市長の考えをお伺いします。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　北海道が検討を進めるＩＲ誘致は、自然や食、観光などの魅力を生かし、交流人口の増加や経済の活性化、雇用の創出などにつなげるものであり、北海道全体への波及効果が期待できるものと認識をいたしております。

本市といたしましては、北海道を訪れるインバウンドを含めた観光客が本市や道北地域を周遊する動きが既にあることを踏まえ、ＩＲを契機として、豊かな自然や多様な観光資源を発信し、周遊、滞在につなげることで、さらなる観光振興と地域経済の活性化を図ってまいります。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　旭川にＩＲを誘致することはないということが分かって、ちょっと残念に思っています。

しかしながら、ここまでの答弁で、旭川市は、ＩＲそのものに消極的なのではなく、道内にＩＲができることを大きなチャンスと捉えて、道北は何もないと言われかねないこのピンチをチャンスに変えて、今までにない観光、そして、まちづくりに挑戦していこうという強い決意と意気込みが伝わりました。

やめるのをやめた、ＩＲはやっぱりやるって言ってくれないかなとちょっぴり期待しながら、この項目は終わりにします。

次は、若者定着促進に向けた旭川市立大学の学生募集についてです。

今年度から新しく設置された地域創造学部もスタートして、今ある学部も名称変更等を経て新体制となったわけですが、少子化が加速する中でいかに優秀な学生を確保していくか、卒業後も市内にとどめておけるかが重要となっていくものかなというふうに思っています。

地域創造学部においても、１００人を定員として募集をかけたが、実際の入学者は８５人、学生

の質を維持するために選抜してこの人数になったというふうに聞いています。優秀な学生に来てもらうには、まずは受験生に本学を選んでもらわなければならないと考えます。

そこで、お伺いします。

旭川市立大学のオープンキャンパスの実施内容と時期について、今年の例をお示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　旭川市立大学におけるオープンキャンパスについて、令和８年度は、大学で５月２４日と８月９日の計２回、短期大学部では、大学との同日開催に加えて、９月６日、１０月１８日の計４回開催とされております。実施内容については、学科紹介やカリキュラム説明、入試概要と対策、さらに、体験講義、在学生への質問コーナー、キャンパスツアーなど、参加者により身近に大学、短期大学部に触れていただくことができるようなプログラムとしているところです。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　先日伺ったところ、毎年、大体、オープンキャンパスの参加者の２割程度が実際に入学しているというふうにも伺っていまして、先行研究としてオープンキャンパスと志願行動の関係性に関する実証的検討というものがあって、オープンキャンパス、いわゆるオーキャン参加者は、出願回数が多く、入試の欠席率や辞退率も低いという研究結果も出ています。

学生数を確保するには、参加したいと思えるようなオープンキャンパスである必要があるというふうに考えます。今の答弁をお聞きする限り、学科やカリキュラムの説明、キャンパスツアーなど、どこの大学もやっている内容だなという印象を受けました。

この質問のテーマが若者定着促進に向けた学生募集についてですから、まずは若者、受験者を集めないとならないと考えます。オープンキャンパスについては後ほど触れるとして、ここに入学したいと思えるようなオーキャンを経て、たくさんの優秀な学生さんが入学したとします。若者定着には、今度は市内に就職してもらわないとならない。卒業後、市内に就職して旭川で暮らし続ける学生は全体の５割ほどとも聞いています。公立大学は市から多額の運営資金が充てられていまして、これは大学側の研究費や設備費などに充てられるものであって、学生のための教育費として充てられるものは少ないんだといった声はあるものの、充実した就学環境の提供という点では、学生も十分に恩恵を受けているものだと私は認識しています。つまり、市のお金を使って学生を育てているんだよと私は言いたい。

学生が就職を希望する就職先が地元で増えていくこと、これももちろん重要だとは思っているんですが、そのあたりは民間事業者の考えも大きく影響することとなるので、ここでは置いておいて、今回は、行政として、市立大学として、市内の就職を増やすために様々な対応の検討が必要になってくるものなんじゃないかなというふうに思いますが、市はどのようなことを課題として認識しているのか、お示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　旭川市立大学は、地域社会に貢献できる大学を目指す中で、地域との連携を学びの柱の一つとする地域創造学部設置をはじめ、地域に根差したカリキュラムの実践やフィールドワークの展開などを通じて、学生に、地域への理解を深め、愛着を持っていただく取組を進めているところでございます。

市としましても、本市の未来を支え、活躍する人材の輩出に向けて、学生の地元定着に取り組んでいただくことが重要と認識しており、大学に対しては、今後も、地元企業におけるインターンシップの受入れをはじめ、学生の就業希望と地元企業等のマッチング、企業等の魅力や仕事のやりがいなどを学生に伝える機会の創出など、具体的な取組の充実が図られるようお伝えしてまいります。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　旭川市立大学の学生の卒後の市内定着に向けて、奨学金の返済補助事業を説明したりとか、振興局と市内企業をめぐるバスツアーなどをやっているそうで、それに様々な支援を行ってきたんだなというふうに思っています。実際に就職の事例も多くあって、確実に実績を積み上げていて、そこは非常に評価できるというふうに考えています。

私は、議員になる前から旭川市立大学のゼミに関わらせていただいているんですが、毎年、一定数以上の学生が在学中から続けているアルバイト先に就職しているのを目にします。職種は多岐にわたって、福祉とか小売業、飲食店など、様々な市内企業に、アルバイトから正社員へと雇用形態を変更したり、バイト先の企業でなくても、バイトで経験した職種の関連先を就職活動の際に選んでいるというのも多い印象です。これはデータを取ったりしたわけでもないですし、こういう就職の方法が主流だとも言っていません。私の体感としてです。

私自身も、社会人学生として、いわゆる今で言うリカレント教育ですが、看護大学の在学中に助手としてアルバイトをしていた病院に就職もしましたし、看護大じゃない大学の新卒のときは、最初は航空会社に就職したものの、その後、再度、リカレント教育として海外の大学に進学した際も、バイトとして販売業務を担当していた外資系メーカー、吸引力の変わらない外資系メーカーに帰国後は営業として就職したこともありました。そういった経験もあって、学生にとっては在学中の生活というのがその後の生活やキャリア形成に大きな影響を与えるというふうに私は強く感じています。

本市の取組状況を先ほどの答弁で伺いまして、在学中の学生に対しては、就職について積極的な支援を行っており、毎年、実績に結びつけていて、大きな成果を上げているというふうにもさっき述べました。しかしながら、アルバイト先や遊べる場所、食料品を買うスーパーや冬の暮らしについてといった生活に関する情報や支援を得られる機会が少ないというふうに感じています。

就職支援のほか、学生の生活を支える支援について実施したことがあるのか、お示しください。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　旭川市立大学における学生生活への支援につきましては、奨学金制度や修学支援制度等の案内をはじめ、健康維持や学生生活の困り事に対する相談窓口の設置など、安心して充実した学生生活を過ごすことができるよう、取組を推進しているところでございます。

また、就職への支援といたしましては、市立大学生活協同組合と連携したアルバイト情報の提供のほか、就職対策講座、企業説明会の実施、企業情報や就職支援データベースの整備、本市の若者地元定着奨学金返済補助事業に係る情報提供など、学生に様々な職種や企業に触れてもらうことができる機会の提供を進めているところでございます。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　様々な取組をしているというふうに答弁にありました。

今の時代、スマホで自分で調べられるからというふうに考える人も結構多いのかなと思うんです

けど、先日、いろいろと話している中でちょっと疑問に思って大学に聞きに行ったんですけど、やっぱり、入学してからスマホで調べることはあっても、入学前の受験生って、そんなにいろいろと気がついて自分で調べたりというのはやっぱり難しいというか、思いつかなかったっていうふうに言っていました。やっぱり、親としても、入学前から、そんな、生活のバイトだとかなんとかとやっていたら、勉強しろとなりますね。

実は、今年、旭川市立大学のオープンキャンパスに参加したという受験生の保護者さんからＳＮＳ経由で御連絡をいただきました。その内容というのが、オーキャンに参加して学部だとかカリキュラムのことというのは分かったんだけど、治安だとか、あと、冬の生活は何をどうしたらいいのか、大学から繁華街までどのくらい距離があるのかとか、車がないと厳しいかなとか、バイト先はどういうのがあるのかなとか、あとは、やっぱり、食料品、安いスーパーはどこに何があるのかというような、そういう質問をたくさん受けました。保護者からしたら、子どもがどのようなまちで生活するのかというのは非常に気になるところだというふうに思います。

受験生の多くが高校生であって、受験勉強の真っただ中で、入学後のバイト先や車、スーパーだとかというのをスマホで調べて、下準備はばっちりというふうになるとは私は思っていません。ましてや、一人暮らしをしたことのない受験生がほとんどだと思いますので、細かいところには気が回らないのかなというふうに思っています。そういう経緯もあって、私は学生の入学後の生活を支える支援があるべきだというふうに考えています。

大空町にある大空高校では、道内外からのオープンキャンパス参加者を対象に、お試し暮らしとまち巡り体験ツアーというのを実施しているそうです。実際の暮らしについてはもちろん、スーパーとか、そういうもののほかに、グルメやまちの見どころを案内し、懇親会では様々な情報交換がされたと聞いています。

大学での学びのみならず、バイトや買物、遊ぶ場所など、旭川での暮らしを実際に体験し、リアルな情報を同じように得ることで、入学後の生活を受験生も保護者もイメージできて、旭川市立大学への受験を決めようと思う人も増えるんじゃないかなというふうに思います。そして、充実した学生生活は、卒業後も旭川で暮らし続けるイメージとか期待につながって、就職活動にもポジティブな影響を与えるというふうに考えます。例えば、オープンキャンパスの実施に合わせて、大学のみならず、市の様々な部局や団体等と連携して旭川での暮らしが分かるような情報を提供することが必要だと思いますが、市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦）　市立大への進学を検討する市外の学生や保護者にとりまして、本市での暮らしぶりは関心事の一つであり、入学に伴い、居住地を旭川に移すことで生じる疑問や不安を事前に解消することは、大学選択の後押しにつながると考えられますことから、大学においては、オープンキャンパスにおいて先輩の体験談やアドバイスを聞く機会を設けることに加え、随時、大学生活などに関わる質問をスマホで受け付ける取組等も行っております。

市といたしましても、今後も、大学には、旭川での暮らしや移住に関わる情報や、問合せ窓口などニーズに応じた情報の入手が容易にできるよう対応を進めていただくことと併せて、引き続き、関係部局等とも連携し、大学への情報提供の充実に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄）　あべ議員。

○あべなお議員　ぜひ、様々な取組を期待していますが、ちょっとお堅いかなというふうに思います。

自分だったら何ができるかなと、時間があるから、ちょっと今、考えたんですけど、自分だったら、ＤＪを呼んで、音楽に合わせて教授同士が即興で学部のよさを競うラップバトルとか、そういうのをやったら面白い。近所のスーパーのＢＧＭとかをＤＪに流してもらったりしながら生活情報の提供とか、やっぱり、楽しいやり方はいっぱいあるんじゃないかなというふうに思う。

確かに、スマホ一個でも済むんですけど、なかなか、来たら楽しい、行ってみたら楽しい、通ってみたいと思えるようなイベント型のオープンキャンパスという形も期待しています、楽しいやり方をぜひ期待していますので、よろしくお願いいたしますというところで、私の一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄）　以上で、あべ議員の質問を終了いたします。

（あべ議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日、本日に引き続き午前１０時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会　午後２時１３分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員